

2026 年度(令和8年度)

履修の手引



兵庫県立大学国際商経学部

*この「履修の手引」は、卒業まで大切に保管し、活用してください。

学籍番号	名前

目次

はじめに	
ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）	- 1 -
カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）	- 2 -
第1 学則と学部規程	- 4 -
第2 履修の手引	- 40 -
2・1 基本情報	- 40 -
2・2 授業科目と卒業要件	- 42 -
2・3 履修手続き	- 44 -
2・4 交通途絶や気象警報発令時の授業科目の扱い	- 46 -
2・5 学科試験	- 50 -
2・6 学士論文試験（経済学コース及び経営学コースのみ）	- 51 -
2・7 卒業研究発表（グローバルビジネスコースのみ）	- 51 -
2・8 成績評価	- 51 -
2・9 遠隔授業の注意事項	- 52 -
2・10 転学部制度	- 52 -
2・11 コース及び教育プログラムの変更	- 52 -
2・12 秋季卒業	- 53 -
2・13 早期（3年次）卒業	- 53 -
2・14 その他	- 53 -
第3 科目区分のあらましと卒業要件	- 56 -
(1) 経済学コース及び経営学コース	- 56 -
3・1 全学共通科目	- 56 -
3・2 専門教育科目	- 58 -
3・3 他学部の授業科目	- 60 -
3・4 他大学の授業科目	- 60 -
3・5 副専攻	- 60 -
3・6 経済学コース及び経営学コース卒業要件（まとめ）	- 60 -
(2) グローバルビジネスコース	- 62 -
3・7 全学共通科目	- 62 -
3・8 専門教育科目	- 64 -
3・9 日本語で開講される専門教育科目（卒業要件外）	- 65 -
3・10 他学部の授業科目（卒業要件外）	- 65 -
3・11 他大学の授業科目	- 65 -
3・12 副専攻（卒業要件外）	- 65 -
3・13 グローバルビジネスコース卒業要件（まとめ）	- 66 -
第4 その他の規程等	- 67 -
〔巻末資料〕 構内案内図	- 87 -

はじめに

この「履修の手引」は、学生のみなさんが国際商経学部において学修する上で必要な基本的考え方、及び履修に際して理解しておくべき内容について説明しています。

大学では、定められた学修方針に基づいて主体的に学修することが求められます。充実した学生生活を過ごすためにも、履修の方法や手続きについて正確に理解するようにしてください。特に、卒業に必要な要件、履修すべき科目と単位数、及び履修すべき年次等について、その内容を十分理解して、各自の将来の進路に対する志望や特性に応じた履修計画を立てるようにしてください。

本学部では、学生のみなさんがその能力を発展させ、活力ある大学生活を送れるようにするため教職員が協力して説明・指導・助言をしていきますので、履修や学修に関して疑問があれば、担当教員、教務委員、学務課に質問してください。

なお、本冊子は、学生のみなさんが入学してから卒業までに必要な事項について指針となるものですので、卒業するまで手元において必要に応じて参照するようにしてください。

大学からのお知らせは、原則として掲示（教育棟 I の 1 階）及び、ウェブ上の学生支援システム（UNIVERSAL PASSPORT（ユニバーサルパスポート））で行いますので毎日確認するようにしてください。

兵庫県立大学国際商経学部

ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）

〔大学〕

兵庫県立大学では、幅広い教養と専門知識を体得するとともに、社会課題の解決を志向する豊かな人間性とグローバル・リテラシーを備えた、国際社会や地域社会で活躍できる創造力と自律性を有する人材を育成します。

その人材に必要な以下の能力や資質を身に付け、卒業要件を満たす学生に、学士の学位を授与します。

○知識

- ・ 学士としての専門知識を有している
- ・ 学際的思考の基礎となる幅広い知識を有している

○人間性

- ・ 人間と社会について深く考察し、社会的包摂の理念の下、公共の精神と倫理観をもって行動できる
- ・ 自己実現に向けて自主性・自律性をもって活動できる

○国際性・地域性

- ・ グローバル社会に対応できる語学力と異文化理解に資するコミュニケーション力を有している
- ・ 地域の諸課題を世界との関連性の中で認識・理解できる

○創造的な課題解決力

- ・ 社会の諸課題の解決を志向し、創造的思考を用いて取り組むことができる
- ・ データサイエンスのリテラシーを有し、それを適切かつ効果的に活用できる

〔国際商経学部〕

下記の能力を身につけた学生に学位を授与する。

- ・ 本学部で提供される経済学、経営学、及びそれに関連する領域に関する専門知識および学際的思考のための幅広い知識を有し、それらを活用して分析する能力を身につけている。
- ・ 多様化しグローバル化する社会において個性を発揮し、豊かな社会の実現に貢献するための的確なコミュニケーション能力（外国語能力を含む）を身につけている。
- ・ 専攻する学問領域の知見をもとに、現実の社会における事態に関する的確な考察や論理的で合理的な意思決定をし、国際社会や地域社会における諸課題を解決する能力を身につけている。
- ・ 社会や地域の担い手としての自覚を持ち、高い職業倫理のもとで専門的知識を生かし、自律的で責任ある行動をとることができる。

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

[大学]

1 全学共通科目

主として1年次を対象に、以下の全学共通教育科目を設置する。

1. 人間そのものと文化、社会、自然の関係性について広い視野と多様な知識を修得するため、「人文科学系」、「社会科学系」及び「自然科学系」からなる人間形成教育科目を設置する
2. 主体的な学修や生活の基本的態度、自己のキャリア形成に向け生涯学び続ける姿勢を身に付け、また学部の枠を超え、実践的な学修を行い、課題解決力を培うための「ゼミナール」、社会における様々な課題への関心と課題探求力を高めるための「県大特色系」、スポーツを通じての健康・体力保持増進や、食生活が要因となる生活習慣病の予防に関する知識を修得するための「健康・スポーツ科学系」からなる学際教育科目を設置する
3. 大学での学修に必要な基本スキルである語学力を身に付けるため、「英語」及び「外国語」からなる外国語教育科目を設置する
4. 社会におけるデータサイエンスの重要性に対する理解を深め、データサイエンスの概念やその活用について基本的な技術を身に付けるため、「情報系」からなる情報教育科目を設置する

2 学部専門教育

学士課程における専門教育カリキュラムを学部学科、または専攻コースごとに編成する。

1. 専門教育科目の理解に備えるため、各学部に、専門教育への導入部としての専門基礎科目、または専門教育と共通教育を媒介する専門関連科目を設ける
2. 深い学識を涵養し、専門的技能や能力を育成するため、専門教育科目を設ける
3. 専門知識の修得を確実にし、論理的思考力や創造的思考力を育成するため、卒業研究を目的とする専門演習を設ける

3 特別教育プログラム（副専攻）

地域課題の探究と対応、グローバル社会への対応、災害等リスクへの対応をテーマとし、学部の枠を超えて選抜した有志学生を対象とする全学横断の特別教育プログラムを設置する。

要件を満たすものは副専攻として認定する。

地域創生リーダー教育プログラム

グローバルリーダー教育プログラム

防災リーダー教育プログラム

(学修成果の評価の方法)

学修成果の評価は、試験、レポート、発表内容、実技等により、学修目標に即して多面的な方法で行う。

〔国際商経学部〕

- 1年次から専門教育の基礎となる科目を配置し、専門共通教育科目として履修できるようにする。
- 1年次から4年次まで、学年に応じた少人数のゼミナールを配置し、学生が主体的に学ぶよう支援を行う。
- 経済学コース及び経営学コースにおいては、学際的な視点を持つことを支援するため、2年次前期に、学修する意欲や関心及び成績に応じてコース及び教育プログラムを選択させたい。2年次後期からは各コース及び教育プログラムに分かれて、全学で共通する教養科目に加え、高い専門性を修得可能にする。
- 学部全体で共通に履修する1年次の専門共通教育科目に始まり、次に専門科目のうちの専門コア科目を履修し、専門知識を高めた後で、より専門性の高い科目を履修する。
- グローバルビジネスコースにおいては、全ての科目を英語で履修し、卒業できるようにする。
- 英語によるコミュニケーション能力を高めるために、海外研修や英語での授業に参加できるようにする。
- 早期卒業制度を設け、専門職大学院や研究大学院との連携を深めて高度専門職業人としてのキャリア構築を支援する。
- 学修成果の評価については、学期中または学期末試験、レポート、授業への貢献度、発表内容、卒業論文、卒業研究発表の審査結果等により、学修目標に即して多面的な方法で行う。

第1 学則と学部規程

1. 兵庫県立大学学則

兵庫県立大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 兵庫県立大学（以下「本学」という。）は、学術の中心として、豊かな教養をはぐくむとともに、深く専門の学芸を教育研究し、地域社会や国際社会の発展に寄与し得る創造力を持つ人間性豊かな人材の育成に努めるとともに、学術的な新知見を国内外に発信して地域の活性化と我が国の発展、ひいては世界人類の幸せに貢献することを目的とする。

(学部)

第2条 本学に、国際商経学部、社会情報科学部、工学部、理学部、環境人間学部及び看護学部を置く。

2 学部の学科及び定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
国際商経学部	国際商経学科	360	1,440
社会情報科学部	社会情報科学科	100	400
工学部	工学科	352	1,408
理学部	物質科学科	90	360
	生命科学科	85	340
	小計	175	700
環境人間学部	環境人間学科 (うち食環境栄養課程)	205	820
		(40)	(160)
看護学部	看護学科	105	420
計		1,297	5,188

3 学部における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、学部規程で定める。

(大学院)

第3条 本学に大学院を置く。大学院の学則は、別にこれを定める。

(職員組織)

第4条 本学に、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び職員を置く。

第2章 学年、学期、休業日、修業年限及び在学年限

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 前項の規定にかかわらず、国際商経学部国際商経学科の外国人留学生（外国人留学生選抜により入学する者。以下、「外国人留学生選抜入学者」という。）にあつては学年は、9月20日に始まり、翌年9月19日に終わる。

（学期）

第6条 学年は、次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、国際商経学部国際商経学科グローバルビジネスコースの学年は、次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月19日まで

秋学期 9月20日から翌年3月31日まで

（休業日）

第7条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日

(3) 春季休業 4月1日から4月6日まで

(4) 夏季休業 8月1日から9月30日まで

(5) 冬季休業 12月25日から翌年1月4日まで

2 学長は、前項の休業日のほか、臨時の休業日を定めることができる。

3 学長は、学部の事情により特に必要があると認める場合は、学部長の申し出に基づき、当該学部に関し、第1項の休業日を変更することができる。

4 学長は、前項に規定するもののほか、特に必要があると認める場合は、第1項の休業日を臨時に変更することができる。

（修業年限）

第8条 学部の修業年限は、4年とする。

（在学年限）

第9条 学部の在学年限は、8年を超えることはできない。ただし、編入学により入学した者は、第23条に規定する在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第3章 教育課程及び履修方法等

（教育課程）

第10条 教育課程は、本学の教育上の目標を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

（副専攻）

第10条の2 前条により編成する教育課程として、特定の分野または課題の授業科目で構成する副専攻を設置し、その学習成果を認定することができる。

2 副専攻に関して必要な事項は別に定める。

（授業科目及び授業の方法）

第 10 条の 3 授業科目の区分は、全学共通科目、専門基礎科目（専門関連科目）、専門教育科目及び教職課程科目とする。

2 全学共通科目は、高等教育推進機構長の下、全学が協力して開設する。

3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

4 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

5 前 4 項に規定するもののほか、授業科目及び授業の方法に関して必要な事項は、学部規程で定める。

（単位の計算）

第 11 条 授業科目の単位数を定めるに当たっては、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、前条第 3 項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね 15 時間から 45 時間までの範囲で学部規程で定める時間の授業をもって 1 単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、学部規程で定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、全学共通科目については、次の基準により単位を計算するものとする。

(1) 講義（基礎ゼミナールを含む。）については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 外国語、演習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(3) 実験、実習、実技については、45 時間の授業をもって 1 単位とする。

(4) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前 3 号に規定する基準を考慮して高等教育推進機構が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業製作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これに必要な学修等を考慮して、単位数を学部規程で定めることができる。

（単位の授与）

第 12 条 授業科目を履修した者には、試験その他の適切な方法により学修の成果を評価して所定の単位を与える。

（成績の評価）

第 13 条 授業科目の成績は、S、A、B、C、D の評語をもって表し、S、A、B、C を合格とする。

2 前項の規定にかかわらず、合格・不合格又は認定をもって表すことが適切と認められる授業科目については、学部規程で定めるところにより、合格・不合格又は認定で表すことができる。

（他大学等における履修等）

第 14 条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学（短期大学を除く。以下同じ。）、短期大学、高等専門学校その他別に定める機関（以下これらを「大学等」という。）と本学との協定に基づき、教授会の意見を聴いた上で、学生に当該大学等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により、学生が、履修した授業科目について修得した単位は、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前 2 項に関して必要な事項は、第 1 項の協定に定めるもののほか、別に定める。

（入学前の既修得単位の認定及び修業年限の通算）

第 15 条 学長は、教育上有益と認めるときは、教授会の意見を聴いた上で、学生が、本学に入学する前に本学、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により他の大学又は短期大学において履修した授業科目に関し本学において修得したものとみなす単位数は、前条第 2 項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

3 第 1 項に定めるもののうち、学生が第 37 条で定める科目等履修生として修得した単位について、本学に入学した後に修得したものとみなすときは、教授会の意見を聴いた上で、修得した単位数その他の事項を勘案して修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該修業年限の二分の一を超えてはならない。

4 前 3 項に関して必要な事項は、別に定める。

（長期にわたる教育課程の履修）

第 16 条 学長は、学生が、職業を有している等の事情により、第 8 条の規定にかかわらず修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の意見を聴いた上で、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

（教育課程及び履修方法に関する学部規程への委任）

第 17 条 この章に定めるもののほか、授業科目の種類、単位数及び履修方法については、学部規程の定めるところによる。この場合において、全学共通科目に関しこれらの事項を定めるときは、高等教育推進機構長と協議しなければならない。

第 4 章 入学、編入学、転学、転学部、転学科及び卒業

（入学の時期）

第 18 条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 各学部は、第 5 条及び前項の規定にかかわらず、教育上支障がないと認められる場合に限り、入学の時期を後期の始めとすることができる。

（入学資格）

第 19 条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの

2 前項の規定にかかわらず、本学に編入学を希望する者に係る入学資格については、学部規程で定める。

（入学志願の手続）

第 20 条 入学志願者は、本学の指定する入学願書その他の書類を定められた期日までに提出しなければならない。

2 前項の必要書類及び期日は、学生募集時にこれを指示する。

3 入学志願者は、必要書類に添えて入学考査料を納付しなければならない。

（入学許可）

第 21 条 学長は、入学志願者に対し、別に定めるところにより入学者の選抜を行い、教授会の意見を聴いた上で、合格者を決定する。

2 学長は、前項による合格者のうち、指定の期日までに入学手続に関する書類を添えて入学料を納付した者に入学を許可する。

（入学許可の取消）

第 22 条 学長は、前条の規定により入学を許可した者が次の各号に該当するときは、第 1 号に該当する場合を除き教授会の意見を聴いた上で、当該入学許可を取り消すものとする。

- (1) 入学の辞退を申し出たとき
- (2) 入学資格を満たしていないと認めたとき
- (3) 入学者の選抜において不正があったと認めたとき

（編入学者の在学すべき年数等）

第 23 条 編入学により入学した者の在学すべき年数、既に履修した授業科目及び単位数等の取扱いについては、教授会の意見を聴いた上で、学長が決定する。

2 前項に規定するもののほか、編入学に関して必要な事項は、別に定める。

(転学)

第 24 条 学生は、他の大学に転学を希望するときは、学長の許可を得なければならない。

2 学長は、他の大学の学生で本学に転学を希望する者については、教授会の意見を聴いた上で、相当年次に転学を許可することがある。

3 前 2 項に規定するもののほか、転学に関して必要な事項は、別に定める。

(転学部)

第 25 条 学生が、転学部を希望する旨を申し出たときは、学長は、当該学生の所属学部及び志望学部の教授会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、転学部に関して必要な事項は、別に定める。

(転学科)

第 26 条 学長は、学生が、他の学科に転学科を希望する旨を申し出たときは、教授会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、転学科に関して必要な事項は、別に定める。

(留学)

第 27 条 学生は、本学との協定に基づく外国の大学又は短期大学に留学しようとするときは、学長の許可を得なければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第 8 条の修業年限に算入することができる。

3 第 14 条の規定は、留学について準用する。

(卒業認定)

第 28 条 学長は、本学に第 8 条に規定する年数（編入学により入学した者については、第 23 条に規定する在学すべき年数）在学し、学部規程に従って卒業所要単位以上を修得した者について、教授会の意見を聴いた上で、卒業を認定する。

2 学長は、本学に 3 年以上在学し、学部規程に従って卒業所要単位以上を優秀な成績で修得した者について、その願い出に基づき、教授会の意見を聴いた上で、卒業を認定することができる。

(学位)

第 29 条 学長は、本学を卒業した者について、学士の学位を授与する。

2 学位の授与については、別に定める。

第 5 章 休学、復学、退学、除籍及び再入学

(休学及び復学)

第 30 条 学生は、病気・事故等やむを得ない事情により 3 箇月以上修学することができないときは、必要書類を添えて学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は、病気のため修学が適当でない学生については、休学を命ずることができる。

3 休学の期間は、1 年を超えることができない。ただし、学長は、特別の事情があると認められたときは、更に 1 年の範囲内で延長を許可することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

- 4 休学期間は、通算して3年を超えることができない。
- 5 休学期間は、在学期間に算入しない。
- 6 学生は、休学期間中にその該当事由がなくなったときは、学長の許可を得て復学することができる。
- 7 前各項に規定するもののほか、休学及び復学に関して必要な事項は、別に定める。

(退学)

第31条 学生は、退学しようとするときは、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第32条 学長は、学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の意見を聴いた上で、これを除籍することができる。

- (1) 第30条第4項に定める休学期間を超える者
- (2) 病気その他の理由のため、成業の見込みのない者
- (3) 授業料等の納付を怠り、督促してもなおその納付がない者
- (4) 定められた在学期間を超える者

(再入学)

第33条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者が、再入学を願い出たときは、教授会の意見を聴いた上で、第21条の規定による許可をすることができる。

- (1) 第31条の規定により本学を退学した者
- (2) 前条第1号から第3号までのいずれかの規定により除籍された者

2 前項に規定するもののほか、再入学に関して必要な事項は、別に定める。

第6章 賞 罰

(表彰)

第34条 学長は、表彰に値する行為があった学生を、教育研究審議会の議を経て表彰することができる。

(懲戒)

第35条 学長は、本学則その他学生に関する諸規程に反し、又は学生としての本分に反した行為のある者を、教育研究審議会の議を経て懲戒することができる。

- 2 懲戒は、訓告、停学及び退学の3種とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 正当な事由がなくて修業の実のない者
 - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 4 前3項に規定するもののほか、懲戒に関して必要な事項は、別に定める。

第7章 学生寮

(学生寮)

第36条 本学に学生寮を置く。

- 2 学生寮の位置は、神戸市西区学園西町及びたつの市新宮町光都とする。
- 3 学生寮について必要な事項は、別に定める。

第8章 科目等履修生等

(科目等履修生)

第37条 学長は、授業科目につき履修を願い出る者があるときは、教授会（全学共通科目の履修を願い出る者にあつては高等教育推進機構長を含む。）の意見を聴いた上で、これを科目等履修生として許可することができる。ただし、全学共通科目の履修を願い出る科目等履修生の選考については、高等教育推進機構長と協議しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(特別聴講生)

第38条 学長は、他の大学等との協定に基づき、他の大学等の学生で本学の授業科目を履修しようとする者について、教授会の意見を聴いた上で、これを特別聴講生として、許可することができる。

2 前項の協定に定めるもののほか、特別聴講生に関して必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第39条 学長は、授業科目につき聴講を願い出る者があるときは、教授会（全学共通科目の聴講を願い出る者にあつては高等教育推進機構長を含む。）の意見を聴いた上で、これを聴講生として許可することができる。ただし、全学共通科目の聴講を願い出る聴講生の選考については、高等教育推進機構長と協議しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、聴講生に関して必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第40条 学長は、特定の事項について研究を願い出る者があるときは、教授会の意見を聴いた上で、これを研究生として許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、研究生に関して必要な事項は、別に定める。

(研修員)

第41条 学長は、大学又はその他の団体から特定事項の研究のため、その所属の職員の派遣について願い出があるときは、教授会の意見を聴いた上で、これを研修員として許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、研修員に関して必要な事項は、別に定める。

(規定の準用)

第42条 この章に定めるもののほか、学則のうち必要な規定は、科目等履修生、特別聴講生、聴講生、研究生及び研修員について準用する。

第9章 外国人留学生

(外国人留学生)

第43条 学長は、外国人で留学のため、本学へ入学を願い出る者があるときは、教授会の意見を聴いた上で、これを外国人留学生として許可することができる。

2 この章に定めるもののほか、学則のうち必要な規定は、外国人留学生について準用する。

第10章 公開講座

(公開講座)

第 44 条 県民の教養を高めるとともに、広く文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第 11 章 授業料及び入学料等

(授業料及び入学料等)

第 45 条 授業料、入学考査料、入学料、研修料、公開講座受講料（以下「授業料等」という。）の額並びに徴収に関しては、別に定める。

2 休学を許可された者に対しては、別に定めるところにより、休学期間の授業料を免除する。

3 特別の理由があると認められる者は、別に定めるところにより、授業料等の全部又は一部の免除を申請することができる。

第 12 章 雑 則

(補則)

第 46 条 この学則の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 4 日改正）

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 12 日改正）

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 9 月 30 日改正）

この学則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 5 月 11 日改正）

(施行期日)

1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 29 年度から平成 31 年度における環境人間学部環境人間学科及び看護学部看護学科並びに全学部の計の入学定員及び 3 年次編入学定員並びに収容定員は、第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 部	学 科		平成29年度	平成30年度	平成31年度
環境人間学部	環境人間学科 (うち食環境栄養課程)	入学定員	205	205	205
			(40)	(40)	(40)
		3年次編入学定員	—	—	—
			—	—	—
収容定員	810	810	815		
	(150)	(150)	(155)		
看護学部	看護学科	入学定員	105	105	105
		3年次編入学定員	—	—	—
		収容定員	415	410	415
全学部の計		入学定員	1,267	1,267	1,267
		3年次編入学定員	—	—	—
		収容定員	5,053	5,048	5,058

附 則 (平成 30 年 12 月 5 日改正)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 経済学部国際経済学科及び応用経済学科並びに経営学部組織経営学科及び事業創造学科は、第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 平成 31 年度から平成 33 年度における経済学部国際経済学科及び応用経済学科、経営学部組織経営学科及び事業創造学科、国際商経学部国際商経学科、社会情報科学部社会情報科学科並びに全学部の計の収容定員は、第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 部	学 科	収容定員		
		平成 31 年 度	平成 32 年 度	平成 33 年 度
経済学部	国際経済学科	300	200	100
	応用経済学科	300	200	100
経営学部	組織経営学科	390	260	130
	事業創造学科	300	200	100
国際商経学部	国際商経学科	360	720	1,080
社会情報科学部	社会情報科学科	100	200	300
全学部の計		5,088	5,128	5,158

附 則 (平成 31 年 1 月 9 日改正)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 30 年度以前に入学した者の授業科目及び授業の方法については、第 10 条の 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成 30 年度以前に入学した者の成績の評価については、第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 2 月 5 日改正）
（施行期日）

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 2 日改正）
（施行期日）

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 27 日改正）
（施行期日）

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 28 日改正）
（施行期日）

この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 30 日改正）
（施行期日）

1 この学則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 工学部電気電子情報工学科及び機械・材料工学科並びに応用化学工学科は、第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、令和 8 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 令和 8 年度から令和 10 年度における工学部電気電子情報工学科及び機械・材料工学科、応用化学工学科、工学科並びに全学部の計の収容定員は、第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部	学科	収容定員		
		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
工学部	電気電子情報工学科	378	252	126
	機械・材料工学科	378	252	126
	応用化学工学科	300	200	100
	工学科	352	704	1,056
全学部の計		5,188	5,188	5,188

2. 国際商経学部規程

国際商経学部規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学学則（平成25年法人規程第75号。以下「学則」という。）に基づき、兵庫県立大学国際商経学部（以下「本学部」という。）の教育課程及び履修方法等に関して必要な事項について定めるものとする。

(専決事項の規定)

第2条 兵庫県公立大学法人決裁規程（平成25年法人規程第6号）第5条に規定する専決事項として国際商経学部長（以下「学部長」という。）が専決するものについて、この規程においては、学部長が許可又は決定を行うものとして規定する。

(教育研究上の目的)

第3条 本学部は、グローバル化やイノベーションが進む中で、社会の変化に対応すること、及び社会の変化を生み出していくことができる主体性及び倫理性を持ち、経済学及び経営学を基盤に学際的な知識を修得し、分析力、コミュニケーション能力、問題解決能力を身につけ、地域社会に貢献できる有為な人材を育成することを教育上の目的とし、併せて経済学及び経営学を中心に関連する分野についての研究を行うことを研究上の目的とする。

(コース及び教育プログラム)

第4条 学則第2条第2項の規定による国際商経学科には、次のコース及び教育プログラムを置く。

コース	教育プログラム
経済学コース	経済分析プログラム
	金融ファイナンスプログラム
経営学コース	社会イノベーションプログラム
	マネジメントプログラム
	会計プログラム
グローバルビジネスコース	グローバルビジネスプログラム

- 2 グローバルビジネスコース以外の学生は、2年次後期にいずれかのコース及び教育プログラムを選択しなければならない。
- 3 グローバルビジネスコース以外の学生は、2年次前期の所定の期日までに、志望するコース及び教育プログラムを学務所管課に届け出なければならない。
- 4 グローバルビジネスコース以外の学生のコース及び教育プログラムの決定については、必要に応じて人数の調整を行うことがある。
- 5 グローバルビジネスコースの学生は、学部長が指定する期間、原則として学則第36条に規定する神戸市西区学園西町に所在する学生寮（以下「国際学生寮」という。）に入寮するものとする。

6 前項に規定する国際学生寮に関して必要な事項は、別に定める。

(入学の時期)

第5条 学則第18条の規定による入学の時期については、次のとおりとする。

コース	入学時期
経済学コース	4月
経営学コース	4月
グローバルビジネスコース	4月
	9月

(授業科目)

第6条 授業科目は、全学共通科目及び専門教育科目とする。

(遠隔授業により実施する科目)

第6条の2 学則第10条の3第4項の規定により開設する授業科目、単位数その他履修に関する事項は、別に定めるところによる。

(全学共通科目)

第7条 経済学コース及び経営学コースの全学共通科目に係る授業科目、単位数その他履修に関する事項は、別表第2に定めるところによる。

2 グローバルビジネスコースの全学共通科目に係る授業科目、単位数その他履修に関する事項は、別表第5に定めるところによる。

3 グローバルビジネスコースの学生は、別表第2に定めるゼミナール科目を除き、全学共通科目（日本語）履修許可願を学務所管課に提出した上で、別表第2に定める経済学コース及び経営学コースの全学共通科目に属する授業科目を履修することができる。なお、これにより修得した単位は、卒業所要単位には算入されない。

(専門教育科目)

第8条 経済学コース及び経営学コースの専門教育科目に係る授業科目、単位数その他履修に関する事項は、別表第3に定めるところによる。

2 グローバルビジネスコースの専門教育科目に係る授業科目、単位数その他履修に関する事項は、別表第6に定めるところによる。

3 削除

4 グローバルビジネスコースの学生は、別表第6に定めるその他の指定科目を除き、専門教育科目（日本語）履修許可願を学務所管課に提出した上で、別表第3に定める経済学コース及び経営学コースの専門教育科目のうち、演習科目を除く授業科目を履修することができる。なお、これにより修得した単位は、別表第6に定めるその他の指定科目を除き、卒業所要単位には算入されない。

(単位の計算)

第9条 学則第11条第1項第1号及び第2号の規定による専門教育科目の単位の計算は、次の基準のとおりとする。

(1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

2 学則第 11 条第 1 項第 3 号の規定により、一の授業科目を講義、演習、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前項に規定する基準を考慮した時間数をもって 1 単位とする。

(履修科目の登録及び取消)

第 10 条 学生は、履修しようとする授業科目については、所定の期日までに履修登録を行わなければならない。

2 学生は、履修取消期間中に、履修登録した授業科目の取消を行うことができる。ただし、必修科目については取消を認めない。

3 合格した授業科目については、履修科目の登録を行うことができない。

4 各学期において履修科目の登録を行うことができる単位数は、24 単位以内とする。ただし、教育的観点から申し合わせた授業科目については、履修上限の対象外とする。

5 削除

6 第 4 項の規定にかかわらず、成績優秀な学生であって学部長が特例として許可したときは、2 年次及び 3 年次の各学期において、履修科目の登録を行うことができる単位数を、28 単位以内と読み替えることができる。

7 前項に規定する学部長が許可する基準については、別に定める。

(他学部の授業科目の履修)

第 11 条 学生は、他学部における授業科目を履修しようとするときは、他学部授業科目履修許可願を所定の期日までに学務所管課に提出し、学部長の許可を得なければならない。ただし、経済学コース及び経営学コースの学生（コース未配属の学生を含む。）が、社会情報科学部の授業科目を履修しようとするときは、社会情報科学部の学生だけが履修できる授業科目を除き、この限りではない。

2 学部長は、前項の規定による授業科目の履修に係る許可をするときは、関係学部長と協議しなければならない。

3 第 1 項の規定により履修した授業科目のうち、学部長が相当と認めるものについては、教授会の意見を聴いた上で、卒業所要単位に算入することができる。

(他大学等における修得単位の認定)

第 12 条 学部長は、教育上有益と認めるときは、他の大学(短期大学を除く。以下同じ。)、短期大学、高等専門学校その他別に定める機関（以下これらを「大学等」という。）と兵庫県立大学（以下「本学」という。）との協定に基づき、教授会の意見を聴いた上で、学生に当該大学等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により、学生が履修した授業科目について修得した単位数は、60 単位を超えない範囲で本学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前 2 項の規定により認定された単位数は、経済学コース及び経営学コースの学生（コース未配属の学生を含む。）については、別表第 1 に定める卒業所要単位に算入することができ、グローバルビジネスコースの学生については、別表第 4 に定める卒業所要単位に算入することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第 13 条 学部長は、教育上有益と認めるときは、教授会の意見を聴いた上で、学生が、本学部に入學する前に他の大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本

学部に入學した後の本学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により認定することができる単位数は、前条第2項の規定により認定する単位数と合わせて、60単位を超えないものとする。
- 3 前2項の規定により認定された単位数は、経済学コース及び経営学コースの学生（コース未配属の学生を含む。）については、別表第1に定める卒業所要単位に算入することができ、グローバルビジネスコースの学生については、別表第4に定める卒業所要単位に算入することができる。
- 4 学生は、入学前の既修得単位の認定を受けようとするときは、既修得単位認定願を所定の期日までに学務所管課に提出しなければならない。

（転学部）

第14条 学部長は、学生が転学部を希望する旨を申し出たときは、教授会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。

- 2 学部長は、前項の規定により転学部を許可する場合は、関係学部長と協議しなければならない。
- 3 本学部の学生で転学部を希望する者は、所定の期日までに、転学部許可願を学務所管課に提出しなければならない。

（転学部の出願資格、受入年次及び既修得単位の扱い）

第15条 学部長は、他学部の学生で、本学部への転学部を希望する者がいるときは、教授会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。

- 2 本学部へ転学部することができる者は、所属していた学部において40単位以上を修得していなければならない。
- 3 本学部への転学部を許可された者の受入年次及び既修得単位の扱いについては、教授会の意見を聴いた上で、学部長が決定する。

（コース及び教育プログラムの変更）

第16条 学部長は、コース及び教育プログラムの変更を希望する学生がいるときは、教授会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。

- 2 コース及び教育プログラムの変更を希望する学生は、3年次前期の所定の期日までに、教育プログラム変更許可願を学務所管課に提出しなければならない。
- 3 コース及び教育プログラムの変更ができる年次及び学期については、3年次後期とする。

（試験）

第17条 授業科目の評価は、原則として試験により行う。ただし、学部長が試験以外の方法が適当と認める場合には、他の方法をもって行うことができる。

- 2 学生は、履修科目の登録をした授業科目でなければ試験を受けることができない。
- 3 卒研ゼミナール2の審査は、経済学コース及び経営学コースにおいては学士論文により、グローバルビジネスコースにおいては卒業研究報告及び口頭試問により行う。なお、学士論文の提出時期、卒業研究報告及び口頭試問の実施時期などの手続については、別に定める。

（成績）

第 18 条 授業科目の成績は、試験の結果及び日常の学修状況を総合して、次の基準により評価する。

- (1) 成績は 100 点満点とし、60 点以上をもって合格とする。
- (2) 合格した授業科目には所定の単位を与える。
- (3) 合格した授業科目の成績は、S、A、B 及び C の評語をもって表し、その区分及び評価の基準は次のとおりとする。

評語	区分	評価の基準
S	90 点以上	到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績
A	80 点以上 90 点未満	到達目標を十分に達成できている優れた成績
B	70 点以上 80 点未満	到達目標を達成できている成績
C	60 点以上 70 点未満	到達目標を最低限達成できている成績

- 2 合格した授業科目については、再評価しない。
- 3 休学期間中に開講されている授業科目については、その単位を認めない。
- 4 第 12 条及び第 13 条に規定する授業科目の評価は認定をもって表す。

(プロジェクトゼミナールの履修に係る条件)

第 19 条 4 月入学の学生は、プロジェクトゼミナール 1 を履修するためには、本学部に 6 か月以上在学していなければならない。

- 2 学生は、プロジェクトゼミナール 2 を履修するためには、4 月入学者については本学部に 1 年以上在学、9 月入学者については 6 か月以上在学し、プロジェクトゼミナール 1 を修得していなければならない。

(研究ゼミナールの履修に係る条件)

第 20 条 学生は、研究ゼミナール 1 を履修するためには、4 月入学者については本学部に 1 年 6 か月以上在学、9 月入学者については 1 年以上在学し、基礎ゼミナールを修得していなければならない。

- 2 学生は、研究ゼミナール 2 を履修するためには、4 月入学者については本学部に 2 年以上在学、9 月入学者については 1 年 6 か月以上在学し、研究ゼミナール 1 を修得していなければならない。
- 3 学生は、研究ゼミナール 3 を履修するためには、4 月入学者については本学部に 2 年 6 か月以上在学、9 月入学者については 2 年以上在学し、研究ゼミナール 2 を修得していなければならない。
- 4 本学部への転学部を許可された者の転学部以前の在学期間について、学部長は、教授会の意見を聴いた上で、前 3 項に規定する演習の履修条件の期間に算入することができる。

(卒研ゼミナールの履修に係る条件)

第 21 条 学生は、卒研ゼミナール 1 を履修するためには、4 月入学者については本学部に 3 年以上在学、9 月入学者については 2 年 6 か月以上在学し、研究ゼミナール 3 を修得していなければならない。

2 学生は、卒研ゼミナール 2 を履修するためには、4 月入学者については本学部に 3 年 6 か月以上在学、9 月入学者については 3 年以上在学し、卒研ゼミナール 1 を修得していなければならない。

3 本学部への転学部を許可された者の転学部以前の在学期間について、学部長は、教授会の意見を聴いた上で、前 2 項に規定する演習の履修条件の期間に算入することができる。

第 22 条 削除

(卒業)

第 23 条 学生が本学部の教育課程を修了するには、合計 124 単位以上を修得しなければならない。その中に、経済学コース及び経営学コースの学生については、別表第 1 に定める卒業所要単位を含むものとし、グローバルビジネスコースの学生については、別表第 4 に定める卒業所要単位を含むものとする。

2 学部長は、本学部に 3 年以上在学し、前項に規定する卒業所要単位以上を優秀な成績で修得した者について、その願い出に基づき、教授会の意見を聴いた上で、卒業（以下「早期卒業」という。）の認定をすることができる。

3 前項に規定する早期卒業に関して必要な事項は、別に定める。

(学期名称及び演習科目名称の読替)

第 24 条 グローバルビジネスコースの場合においては、この規程の本文中にある学期名称及び演習科目名称について、下表の通り読み替えるものとする。

該当条文	読替前	読替後
第 16 条	前期	春学期
第 16 条	後期	秋学期
第 20 条	基礎ゼミナール	Basic Seminar
第 19 条	プロジェクトゼミナール	Project Seminar
第 20 条、第 21 条	研究ゼミナール	Research Seminar
第 17 条、第 21 条	卒研ゼミナール	Thesis Seminar

(大学院授業科目の早期履修)

第 25 条 成績優秀であると認められる本学部の学生で、本学大学院に置かれている研究科（以下「研究科」という。）への進学を希望する者は、所定の期日までに早期履修願を学部長に提出することができる。

2 学部長は、前項の規定による願い出があるときは、教授会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。

3 前 2 項に規定するもののほか、大学院授業科目の早期履修に関して必要な事項は、別に定める。

(他の規程への委任)

第 26 条 この規程に定めるもののほか、履修方法については、本学部の他の規程の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 19 日改正)

(施行期日)

1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 令和元年度入学者に対する別表第 1 の適用については、なお従前の例による。ただし、改正後の別表第 1 の【副専攻(グローバルリーダー教育プログラム)科目】のうち「グローバルプロジェクト入門(海外)」とあるのは、「グローバル教養海外実践」と読み替えて令和元年度入学者に対して適用する。

3 令和元年度入学者は、全学共通科目として下記の科目を履修することができる。

区分		授業科目の名称		単位数
グローバル化時代のアカデミックスキル科目	英語	【選択英語科目】	Presenting Japan to the World 1	1
			Presenting Japan to the World 2	1
教養教育科目	人間性の基盤教育科目	人と社会	情報技術と現代社会	2
		人と自然	物理学と科学的論理思考	2

4 令和元年度入学者に対する別表第 4 の適用については、一部科目の取扱いについて、下記の通りとする。

区分	授業科目の名称	単位数	備考
専門コア科目選択必修	Business Japanese (※)	2	従前のおり開講する。
専門応用科目	Business Japanese I (※)	2	改正後の別表第 4 に基づき開講する。
	Business Japanese II	2	

(※) が付いた科目については、どちらか一方しか単位を修得できない。

附 則(令和 3 年 3 月 19 日改正)

(施行期日)

1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 令和元年度入学者に対する別表第 1 の適用については、なお従前の例による。

3 令和 2 年度入学者に対する別表第 1 の【副専攻(地域創生人材教育プログラム)科目】の適用については、なお従前の例による。

附 則(令和 3 年 6 月 9 日改正)

この規程は、令和 3 年 6 月 9 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 4 年 3 月 19 日改正)

(施行期日)

1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和3年度入学者に対する別表第1の「統計・情報」及び「地域課題探求科目」の適用については、なお従前の例による。
- 3 令和3年度以前の入学者に対する別表第2の「統計・情報」の適用については、なお従前の例による。

附 則(令和5年3月19日改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和4年度以前の入学者に対する別表第1の「防災教育科目」及び別表第2の「ひょうご県大特色科目」の適用については、なお従前の例による。

附 則(令和6年3月19日改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和5年度以前の入学者に対する改正前の第22条の適用については、なお従前の例による。

附 則(令和8年3月5日改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日前から引き続いて在学している者については、改正後の第6条の2の規定を除き、なお従前の例による。

別表第1（第23条関係） 経済学コース及び経営学コースの卒業所要単位（卒業要件）

科目区分		必要 単位数	附带条件と補足		
全学 共通 科目	人間形成教育科目	人文科学系	2		
		社会科学系	2		
		自然科学系	2		
	学際教育科目	ゼミナール	2	基礎ゼミナールは必修科目。	
		県大特色系	2		
		健康・スポーツ科学系	0		
	外国語教育科目	英語	6	必修科目からなる。	
		外国語	0		
	情報教育科目	情報系	2	必修科目からなる。	
			10	必要単位数を超えて修得した全学共通科目の単位数の合計。	
	小計	28	全学共通科目に必要な単位数の合計。		
専門 教育 科目	専門共通教育科目	必修群	8	必修科目からなる。	
		第1群	8	2単位以上。	
		第2群	8	4単位以上。	
	専門コア科目	第1群	24	6単位以上。	
		第2群	24	自コース科目から12単位以上。	
	専門応用科目	経済学 コース	経済分析プログラム	34	自コース科目から22単位以上（うち自プログラム科目から14単位以上）、他コース科目の条件なし。
			金融ファイナンスプログラム	34	自コース科目から18単位以上（うち自プログラム科目から10単位以上）、他コース科目から10単位以上。
		経営学 コース	社会イノベーションプログラム	34	自コース科目から18単位以上（うち自プログラム科目から10単位以上）、他コース科目から10単位以上。
			マネジメントプログラム	34	自コース科目から22単位以上（うち自プログラム科目から14単位以上）、他コース科目の条件なし。
			会計プログラム	34	自コース科目から22単位以上（うち自プログラム科目から14単位以上）、他コース科目の条件なし。
		グローバルビジネスコース			
演習科目		14	必修科目からなる。		
その他の指定科目		0			
		8	必要単位数を超えて修得した専門教育科目の単位数の合計。		
	小計	96	専門教育科目に必要な単位数の合計。		
	合計	124	卒業に必要な単位数の合計。		

別表第2（第7条関係）経済学コース及び経営学コースの全学共通科目の授業科目及び単位数等

科目区分	授業科目の名称	開講年次	単位数	区分	履修要件	
人間形成教育科目	人文科学系	哲学概論	1	2	選択	
		倫理学概論	1	2	選択	
		歴史学概論	1	2	選択	
		文学概論	1	2	選択	
		心理学概論	1	2	選択	
		文化人類学概論	1	2	選択	
		芸術学	1	2	選択	
		宗教学	1	2	選択	
		論理学	1	2	選択	
		教育学	1	2	選択	
	社会科学系	法学概論	1	2	選択	
		政治学概論	1	2	選択	
		社会学概論	1	2	選択	
		地理学概論	1	2	選択	
		日本国憲法（憲法学）	1	2	選択	
		政策科学	1	2	選択	
		国際関係学	1	2	選択	
		社会福祉学	1	2	選択	
	自然科学系	数学概論	1	2	選択	
		生命科学概論	1	2	選択	
		物質科学概論	1	2	選択	
		環境学概論	1	2	選択	
		地球科学概論	1	2	選択	
		科学史概論	1	2	選択	
		統計学	1	2	選択	
		生命倫理学	1	2	選択	
		生態学	1	2	選択	

科目区分	授業科目の名称	開講年次	単位数	区分	履修要件	
学際教育科目	ゼミナール	基礎ゼミナール	1	2	必修	
	ゼミナール	学際ゼミナール	1	2	選択	
	県大特色系	国際社会学概論	1	2	選択	
		地域社会学概論	1	2	選択	
		防災学概論	1	2	選択	
		博物学概論	1	2	選択	
		地方自治学概論	1	2	選択	
		情報セキュリティ科学	1	2	選択	
		医療工学	1	2	選択	
		放射光科学	1	2	選択	
		宇宙科学	1	2	選択	
		園芸学	1	2	選択	
	リーダーシップ概論	1	2	選択		
	健康・スポーツ科学系	健康・スポーツ科学演習 1	1	1	選択	
		健康・スポーツ科学演習 2	1	1	選択	
健康・スポーツ科学概論		1	2	選択		
栄養学概論		1	2	選択		

科目区分		授業科目の名称	開講年次	単位数	区分	履修要件
外国語教育科目	英語	Academic English 1	1	1	必修	
		Academic English 2	1	1	必修	
		Practical English 1	1	1	必修	
		Practical English 2	1	1	必修	
		English Communication 1	1	1	必修	
		English Communication 2	1	1	必修	
	外国語	フランス語 1	1	1	選択	
		フランス語 2	1	1	選択	
		ドイツ語 1	1	1	選択	
		ドイツ語 2	1	1	選択	
		スペイン語 1	1	1	選択	
		スペイン語 2	1	1	選択	
外国語	中国語 1	1	1	選択		
	中国語 2	1	1	選択		
	韓国・朝鮮語 1	1	1	選択		
	韓国・朝鮮語 2	1	1	選択		
育情 科報 目教	情報系	データサイエンス入門	1	2	必修	

別表第3（第8条関係）経済学コース及び経営学コースの専門教育科目の授業科目及び単位数等

科目区分	授業科目の名称	開講年次	単位数	区分	履修要件	
専門共通教育科目	必修群	ミクロ経済学入門	1	2	必修	
		マクロ経済学入門	1	2	必修	
		経営学入門	1	2	必修	
		会計学入門	1	2	必修	
	第1群	プログラミング論	1	2	選択	
		社会科学入門	1	2	選択	
		統計分析入門	1	2	選択	
		微分積分学	1	2	選択	
		線型代数学	1	2	選択	
	第2群	語学海外研修	1	2	選択	
		中級外国語1	1	2	選択	
		中級外国語2	1	2	選択	
		上級実践外国語A	1	2	選択	
		上級実践外国語B	1	2	選択	
		9月入学生のみ履修が認められる授業科目を除く、別表第6に定めるグローバルビジネスコースの専門共通教育科目第2群に属する授業科目※				

※外国人留学生は、9月入学生のみ履修が認められる授業科目も、この区分の科目として扱う。ただし、Japanese for Exploring Japan は、この区分の科目として扱わない。

科目区分		授業科目の名称	開講年次	単位数	区分	履修要件
専門コア科目	第1群	ミクロ経済学	2	2	選択	
		マクロ経済学	2	2	選択	
		簿記論 1	1	2	選択	
		簿記論 2	1	2	選択	
	経済学コース	計量経済学	2	2	選択	
		経済政策	2	2	選択	
		財政学	2	2	選択	
		金融論	2	2	選択	
		国際経済学入門	2	2	選択	
		経済史	2	2	選択	
		経済学史	2	2	選択	
		経済数学	2	2	選択	
		産業組織論	2	2	選択	
	経営学コース	マーケティング論	2	2	選択	
		経営戦略論	2	2	選択	
		人的資源マネジメント論	2	2	選択	
		経営財務論	2	2	選択	
		経営組織論	2	2	選択	
		企業論	2	2	選択	
		原価計算論	2	2	選択	
		財務会計論	2	2	選択	
公会計概論		2	2	選択		
租税法概論		2	2	選択		
経営管理論	2	2	選択			
グローバルビジネスコース	別表第6に定めるグローバルビジネスコースの専門コア科目第2群に属する授業科目					

科目区分		授業科目の名称	開講年次	単位数	区分	履修要件
専門応用科目	経済学コース	ミクロ経済学発展	2	2	選択	
		マクロ経済学発展	2	2	選択	
		行動経済学	2	2	選択	
		歴史と経済	2	2	選択	
		アジア経済史	2	2	選択	
		国際経済学	2	2	選択	
		労働経済学	2	2	選択	
		開発経済学	2	2	選択	
		環境経済学	2	2	選択	
		都市経済学	2	2	選択	
		地域経済学	2	2	選択	
		マーケットデザイン	2	2	選択	
		多様な働き方と労働行政	2	2	選択	
	経済学特殊講義A	2	2	選択		
	金融ファインانسプログラム	金融工学論	2	2	選択	
		金融政策	2	2	選択	
		国際金融論	2	2	選択	
		証券論	2	2	選択	
		金融システム論	2	2	選択	
		ファイナンス論	2	2	選択	
保険論		2	2	選択		
リスクマネジメント論		2	2	選択		
生命保険実学		2	2	選択		
オペレーションズ・リサーチ	2	2	選択			
経済学特殊講義B	2	2	選択			

科目区分		授業科目の名称	開講年次	単位数	区分	履修要件
専門応用科目	経営学コース	社会イノベーションプログラム	2	2	選択	
		ビジネスプラン論	2	2	選択	
		地域企業経営論	2	2	選択	
		スポーツマネジメント論	2	2	選択	
		ヘルスマネジメント論	2	2	選択	
		地域スポーツ推進論	2	2	選択	
		経済地理学	2	2	選択	
		行政法	2	2	選択	
		公共マネジメント論	2	2	選択	
		地域資源論	2	2	選択	
		緑環境景観論	2	2	選択	
		比較社会論	2	2	選択	
		文化産業論	2	2	選択	
		物流産業論	2	2	選択	
		経営学特殊講義 A	2	2	選択	
	経営学コース	マネジメントプログラム	2	2	選択	
		企業法概論	2	2	選択	
		応用マーケティング論	2	2	選択	
		流通論	2	2	選択	
		ベンチャー経営論	2	2	選択	
		スモールビジネス論	2	2	選択	
		スポーツ組織行動論	2	2	選択	
		ものづくり経営学	2	2	選択	
		イノベーション論	2	2	選択	
		組織行動論	2	2	選択	
		ビジネスモデル論	2	2	選択	
		会社法	2	2	選択	
		多変量データ解析	2	2	選択	
	経営情報論	2	2	選択		
	経営学特殊講義 B	2	2	選択		
	会計プログラム	株式会社社会計論	2	2	選択	
		現代会計基準論	2	2	選択	
		連結会計論	2	2	選択	
管理会計論		2	2	選択		
財務諸表分析論		2	2	選択		
監査制度論		2	2	選択		
監査実施論		2	2	選択		
政府会計論		2	2	選択		
租税法各論		2	2	選択		
会計プロフェッショナル論		2	2	選択		
経営学特殊講義 C		2	2	選択		

科目区分	授業科目の名称	開講年次	単位数	区分	履修要件
専門応用科目 グローバルビジネス	別表第6に定めるグローバルビジネスコースの専門応用科目に属する授業科目				

科目区分	授業科目の名称	開講年次	単位数	区分	履修要件
演習科目	プロジェクトゼミナール1	1	2	必修	
	プロジェクトゼミナール2	2	2	必修	プロジェクトゼミナール1の単位を修得していること。
	研究ゼミナール1	2	2	必修	基礎ゼミナールの単位を修得していること。
	研究ゼミナール2	3	2	必修	研究ゼミナール1の単位を修得していること。
	研究ゼミナール3	3	2	必修	研究ゼミナール2の単位を修得していること。
	卒研ゼミナール1	4	2	必修	研究ゼミナール3の単位を修得していること。
	卒研ゼミナール2	4	2	必修	卒研ゼミナール1の単位を修得していること。

科目区分	授業科目の名称	開講年次	単位数	区分	履修要件
その他の指定科目	Overseas Language Program と Program to Experience Japan を除く、別表第 6 に定めるグローバルビジネスコースの専門共通教育科目必修群に属する授業科目				
	別表第 6 に定めるグローバルビジネスコースの専門共通教育科目第 1 群に属する授業科目				
	別表第 6 に定めるグローバルビジネスコースの専門コア科目第 1 群に属する授業科目				
	英語実習	1	2	選択	グローバルリーダー教育プログラム生であること。
	英語表現	1	2	選択	グローバルリーダー教育プログラム生であること。
	災害リスクマネジメント	2	2	選択	
	フィールドワーク基礎技術論	1	2	選択	
	フィールドワーク基礎技術演習	1	2	選択	
	地域プロジェクト実践論	2	2	選択	
	地域プロジェクト演習	2	2	選択	
地域インターンシップ実践論	2	2	選択		
地域インターンシップ演習	3	2	選択		

別表第4（第23条関係） グローバルビジネスコースの卒業所要単位（卒業要件）

科目区分		必要 単位数	附帯条件と補足	
全学 共通 科目	人間形成教育科目	人文科学系	6	
		社会科学系		
		自然科学系		
	学際教育科目	ゼミナール	2	Basic Seminarは必修科目。
		県大特色系	2	
		健康・スポーツ科学系	0	
	外国語教育科目	英語	6	4月入学生のみ履修を認める必修科目からなる。
		日本語		9月入学生のみ履修を認める必修科目からなる。
		外国語	0	
	情報教育科目	情報系	2	必修科目からなる。
		10	必要単位数を超えて修得した全学共通科目の単位数の合計。	
	小計	28	全学共通科目で必要な単位数の合計。	
専門 教育 科目	専門共通教育科目	必修群	14	必修科目からなる。
		第1群	8	2単位以上。
		第2群		4単位以上。
	専門コア科目	第1群	18	6単位以上。
		第2群		
	専門応用科目		30	
	演習科目		14	必修科目からなる。
	その他の指定科目		0	4単位まで。
		12	必要単位数を超えて修得した専門教育科目の単位数の合計。	
	小計	96	専門教育科目で必要な単位数の合計。	
	合計	124	卒業に必要な単位数の合計。	

別表第5（第7条関係） グローバルビジネスコースの全学共通科目の授業科目及び単位数等

科目区分	授業科目の名称	開講年次	単位数	区分	履修要件	
人間形成教育科目	人文科学系	World Literature	1	2	選択	
		Japanese Literature	1	2	選択	
		Cultural Anthropology	1	2	選択	
		Contemporary Culture	1	2	選択	
	社会科学系	Law	1	2	選択	
		Sociology	1	2	選択	
		Gender Studies	1	2	選択	
	自然科学系	Nature and Life	1	2	選択	
		Statistics	1	2	選択	
	学際教育科目	ゼミナール	Basic Seminar	1	2	
Interdisciplinary Seminar※			1	2	選択	
県大特色系		Introduction to Community Planner	1	2	選択	
		Comparative Culture	1	2	選択	
		History of Japanese Thought	1	2	選択	
		Disaster Resilience and Social Innovation	1	2	選択	
健康・スポーツ科学系		Health and Physical Education 1	1	1	選択	
		Health and Physical Education 2	1	1	選択	

※履修を認めるクラスは別に定める。

科目区分		授業科目の名称	開講年次	単位数	区分	履修要件
外国語教育科目	英語	Academic English 1	1	1	必修	4月入学生であること。
		Academic English 2	1	1	必修	4月入学生であること。
		Practical English 1	1	1	必修	4月入学生であること。
		Practical English 2	1	1	必修	4月入学生であること。
		English Communication 1	1	1	必修	4月入学生であること。
		English Communication 2	1	1	必修	4月入学生であること。
	日本語	Japanese Reading and Discussion 1	1	1	必修	9月入学生であること。
		Japanese Reading and Discussion 2	1	1	必修	9月入学生であること。
		Japanese Listening and Speaking 1	1	1	必修	9月入学生であること。
		Japanese Listening and Speaking 2	1	1	必修	9月入学生であること。
		Japanese Writing 1	1	1	必修	9月入学生であること。
		Japanese Writing 2	1	1	必修	9月入学生であること。
	県大特色系	French 1	1	1	選択	
		French 2	1	1	選択	
		German 1	1	1	選択	
		German 2	1	1	選択	
		Spanish 1	1	1	選択	
		Spanish 2	1	1	選択	
		Chinese 1	1	1	選択	
Chinese 2		1	1	選択		
Korean 1		1	1	選択		
Korean 2		1	1	選択		
Japanese (Language and Culture) 1		1	1	選択	9月入学生であること。	
Japanese (Language and Culture) 2	1	1	選択	9月入学生であること。		
育情 科報 目教	情報系	Introduction to Data Science	1	2	必修	

別表第6（第8条関係） グローバルビジネスコースの専門教育科目の授業科目及び単位数等

科目区分	授業科目の名称	開講年次	単位数	区分	履修要件
必修群	Introductory Microeconomics	1	2	必修	
	Introductory Macroeconomics	1	2	必修	
	Introductory Management	1	2	必修	
	Introductory Accounting	1	2	必修	
	Overseas Language Program	1	6	必修	4月入学生であること。
	Program to Experience Japan	2	6	必修	9月入学生であること。
第1群	Introductory Marketing	1	2	選択	
	Introductory Statistics for Economics and Management	1	2	選択	
	Calculus	1	2	選択	
	Linear Algebra	1	2	選択	
専門共通教育科目 第2群	Skills for TOEIC English A	2	2	選択	
	Skills for TOEIC English B	2	2	選択	
	Skills for TOEFL English A	2	2	選択	
	Skills for TOEFL English B	2	2	選択	
	Intensive English Skills for TOEIC	2	2	選択	
	Intensive English Skills for TOEFL	2	2	選択	
	Presenting Japanese Business in the World A	2	2	選択	
	Presenting Japanese Business in the World B	2	2	選択	
	English for Specific Purposes A	1	2	選択	
	English for Specific Purposes B	1	2	選択	
	Advanced Global Communication A	2	2	選択	
	Advanced Global Communication B	2	2	選択	
	Current Issues in English	1	2	選択	
	English for International Careers	1	2	選択	
	English for Studying Abroad	1	2	選択	
	English Seminar	1	2	選択	4月入学生であること。
	Business English A	1	2	選択	4月入学生であること。
	Business English B	1	2	選択	4月入学生であること。
	Japanese for Exploring Japan	1	2	選択	9月入学生であること。
	Practical Japanese 1	2	2	選択	9月入学生であること。
	Practical Japanese 2	2	2	選択	9月入学生であること。
	Japanese Communication 1	2	2	選択	9月入学生であること。
	Japanese Communication 2	2	2	選択	9月入学生であること。
	Advanced Japanese (Language and Culture)	1	2	選択	9月入学生であること。
	Japanese for JLPT Basic 1	1	2	選択	9月入学生であること。
	Japanese for JLPT Basic 2	1	2	選択	9月入学生であること。
	Japanese for JLPT Advanced 1	1	2	選択	9月入学生であること。
Japanese for JLPT Advanced 2	1	2	選択	9月入学生であること。	
Business Japanese A	1	2	選択	9月入学生であること。	
Business Japanese B	1	2	選択	9月入学生であること。	
Japanese Academic Writing	1	2	選択	9月入学生であること。	

科目区分	授業科目の名称	開講年次	単位数	区分	履修要件	
専門コア科目	第1群	Microeconomics	1	2	選択	
		Macroeconomics	1	2	選択	
		Bookkeeping	1	2	選択	
		Organization Theory	1	2	選択	
	第2群	Economic Policy	1	2	選択	
		Corporate Strategy	1	2	選択	
		International Business	1	2	選択	
		Human Resources Management	1	2	選択	
		Japanese Culture	1	2	選択	
		Japanese Society	1	2	選択	
		Intercultural Communication	1	2	選択	
		Econometrics	2	2	選択	
		Strategic Management	2	2	選択	

科目区分	授業科目の名称	開講年次	単位数	区分	履修要件
専門応用科目	Advanced Microeconomics	2	2	選択	
	Advanced Macroeconomics	2	2	選択	
	Public Economics	2	2	選択	
	Public Finance	2	2	選択	
	Environmental Economics	2	2	選択	
	Economic Geography	2	2	選択	
	Labour Economics	2	2	選択	
	Economic Development	2	2	選択	
	Money and Finance	2	2	選択	
	International Economics	2	2	選択	
	Economic History	2	2	選択	
	Organizational Behavior	2	2	選択	
	International Marketing	2	2	選択	
	Multinational Enterprises	2	2	選択	
	Manufacturing Management	2	2	選択	
	Studies of Entrepreneur	2	2	選択	
	Community Business	2	2	選択	
	Consumer Behavior	2	2	選択	
	Social Analysis on Globalization	2	2	選択	
	Sociolinguistics for Global Business	2	2	選択	
	Global Asia	2	2	選択	
Communication for Global Business A	2	2	選択		
Communication for Global Business B	2	2	選択		
Specialized Study in Global Business	2	2	選択		

科目区分	授業科目の名称	開講年次	単位数	区分	履修要件
演習科目	Project Seminar 1	1	2	必修	
	Project Seminar 2	2 (4月入学生)	2	必修	Project Seminar 1の単位を修得していること。
		1 (9月入学生)			
	Research Seminar 1	2	2	必修	Basic Seminarの単位を修得していること。
	Research Seminar 2	3 (4月入学生)	2	必修	Research Seminar 1の単位を修得していること。
		2 (9月入学生)			
	Research Seminar 3	3	2	必修	Research Seminar 2の単位を修得していること。
Thesis Seminar 1	4 (4月入学生)	2	必修	Research Seminar 3の単位を修得していること。	
	3 (9月入学生)				
Thesis Seminar 2	4	2	必修	Thesis Seminar 1の単位を修得していること。	

科目区分	授業科目の名称	開講年次	単位数	区分	履修要件
その他の指定科目	簿記論 1	1	2	選択	
	簿記論 2	1	2	選択	
	国際経済学入門	2	2	選択	
	開発経済学	2	2	選択	
	行動経済学	2	2	選択	
	金融論	2	2	選択	
	人的資源マネジメント論	2	2	選択	
	企業論	2	2	選択	
	財務会計論	2	2	選択	
	多様な働き方と労働行政	2	2	選択	
	地域企業経営論	2	2	選択	

第2 履修の手引

2・1 基本情報

2・1・1 学則や学部規程の理解に必要な用語の解説

- **単位**：授業科目を履修し、試験やレポートなどを含む定められた要件を満たした際に得られる、学修量を表す数値のことです。授業時間数と単位数との関係は、兵庫県立大学学則第11条及び国際商経学部規程第9条で定められており、授業科目では45時間の学修を必要とする内容をもって1単位とすることを標準としています。したがって、2単位の授業科目では90時間の学修内容が標準となります。本学部の専門教育科目では、原則として15回の授業を受講し学科試験に合格した場合に2単位が与えられます。なお、1回90分の授業を大学では2時間相当としているため、授業時間30時間(=2時間×15回)に加えて60時間、つまり実際の授業時間の約2.6(≒60時間÷(90分×15回))倍の時間の予習や復習を履修登録者が行うことを前提として授業内容が用意されている点に留意してください。ただし、全学共通科目では、語学系科目や健康・スポーツ科学演習等で1単位の科目もあります。
- **評語**：単位を取得した授業科目について付与される、受講者の学修成果(成績)を示す評価の指標のことです(兵庫県立大学学則第13条、国際商経学部規程第18条)。S, A, B, Cで表されます。単位を一度取得した授業科目は履修登録を再び行うことはできないため、評語もまた、当該授業科目について確定した後は(不服申し立て等による場合を除き)変更されません。
- **学年**：大学に学籍がある期間を在籍期間と呼びます。入学した時点を1年生とし、在籍期間が1年を超えるごとに学年が1年ずつ増えます(兵庫県立大学学則第5条)。4年間を超えて在籍する場合は、学年としては4年生のまま継続します(兵庫県立大学学則第8条)。なお、休学中も在籍期間に含まれるため、休学していても4年生までは1年ごとに学年が進級します。
- **在学期間**：在籍期間のうち、休学中の期間を除く期間のことです(兵庫県立大学学則第30条)。これを表す表現として「回生」が用いられることもあります(例：6回生=3回目の4年生)。
- **在学年限**：在学期間の上限のことです。兵庫県立大学では8年です(兵庫県立大学学則第9条)。
- **修業年限**：早期卒業の場合を除き、卒業に必要な最低限の在学期間のことです。兵庫県立大学では4年です(兵庫県立大学学則第8条、第28条)。
- **休学**：大学が認めた、在籍はしているものの在学はしていない状態のことです。在学していないため、その期間の授業料は原則として請求されません。休学できる期間の上限(休学年限)は通算して3年です(兵庫県立大学学則第30条)ので、在籍期間の上限(在籍年限)は休学年限と在学年限を足した11年となります。
- **学籍番号**：あなたの学籍を表す番号のことです。学生証で確認できます。

- **開講年次と配当年次**：「年次」とは「その学年のとき」という意味です。「配当年次」とは、その授業科目を履修登録できる学年（つまりその授業科目が開講される学年）のことであり、「開講年次」とは、配当年次のうち最も早い学年のことです。例えば、開講年次が「2」と学部規程の別表に記載されている授業科目は、2年生以上に対して開講される授業科目であり、配当年次は2・3・4年次となります。このため、履修要件を満たす限り2年生以上はこの授業科目を履修登録できますが、1年生は履修登録できません。
- **必修科目と選択科目**：学生は、学部規程の所属コースの別表に記載された授業科目を、配当年次や履修要件等の条件を満たす場合に履修できます。「必修科目」とは、国際商経学部の教育目的を達成するために、卒業要件として修得を必要としている授業科目のことです。そうではない科目、つまり学生の学修目的に応じて選択し、修得単位を卒業要件に算入する授業科目を「選択科目」といいます。
- **科目**：「授業科目」を省略して表したもの。

2・1・2 学期（セメスター制、2学期制）

本学では、学年を次の2学期に分けています。

経済学コース及び経営学コース		グローバルビジネスコース	
前期	4月1日から9月30日まで	春学期	4月1日から9月19日まで
後期	10月1日から翌年3月31日まで	秋学期	9月20日から翌年3月31日まで

授業は各学期とも15週行われます。それぞれの学期で授業と試験を完結させます。

2・1・3 授業時間

時 限	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
時 間	9:00～ 10:30	10:40～ 12:10	13:00～ 14:30	14:40～ 16:10	16:20～ 17:50	18:00～ 19:30

2・1・4 年間スケジュールの概要、学年暦

年間スケジュールの概要は次の通りです。

前期（春学期）		後期（秋学期）	
4月1日～4月上旬	春季休業	10月上旬	授業開始
4月上旬	入学宣誓式 授業開始	10月上旬～中旬 (11月中旬)	履修登録期間 (履修取消期間)
4月上旬～中旬	履修登録期間	12月下旬～翌年1月上旬	冬季休業
5月18日 (5月中旬)	開学記念日 (履修取消期間)	3月下旬	学位記授与式
8月上旬～9月下旬	夏季休業		

学年暦（授業期間、休業日、行事予定等を示すもの）は、各年の4月に発表されます。

2・1・5 時間割表とシラバス

時間割表は毎年4月に UNIVERSAL PASSPORT に掲示されます。授業科目名、担当者名、教室等が掲載されています。一年間、使用するので注意してください。また、変更（教室の変更、授業科目の追加開講等）がある場合は別途掲示されますので、確認するようにしてください。

シラバスとは、各授業科目の詳細な授業計画であり、担当教員名、講義目的・到達目標、授業内容、成績評価方法・基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記されています。シラバスは Web（大学ホームページ、UNIVERSAL PASSPORT）で閲覧することができます。

2・1・6 休講

休講については、UNIVERSAL PASSPORT の「休講補講情報」に掲示します。授業開始後 30 分経過しても何ら連絡がない場合は、学務課に問い合わせてください。また、交通途絶・気象警報発令の場合の休講を 2・4 のとおり定めています。

2・2 授業科目と卒業要件

本学を卒業するためには原則4年以上在学し、大学が開講し、学部が指定する授業科目の中から一定の単位を修得しなければなりません。そのため、自分で履修する授業科目を決め、授業計画を立てることが必要です。

卒業に必要な単位は学部規程（経済学コース及び経営学コースは別表第1、グローバルビジネスコースは別表第4）のとおりです。

さらに、地域課題の探究と対応、グローバル社会への対応、災害等リスクへの対応をテーマとし、学部の枠を超えて選抜した有志学生を対象とする全学横断の副専攻を設置しています。これは、主専攻（所属学部の専攻）以外にも学びの機会を拡げるため設けられています。詳細は、別冊「副専攻履修の手引」を参照してください。なお、副専攻は日本語で開講する授業科目のため、グローバルビジネスコースの学生は、卒業所要単位には算入されないのに注意してください。

2・2・1 授業科目の基本的な考え方

カリキュラム・ポリシー（2ページ）に基づいて、授業科目を「全学共通科目」「専門教育科目」の2つから構成し、くさび形の履修体系を基本に、それぞれを有機的に結びつけて展開する柔軟な教育カリキュラムを設定しています。

経済学コース及び経営学コース用の全学共通教育については、神戸商科キャンパスで実施しますが、オンライン方式の遠隔授業を導入し、他キャンパスで開講される科目の履修を可能としています。なお、グローバルビジネスコース用の全学共通科目は神戸商科キャンパスで開講されます。

2・2・2 集中講義科目

各授業科目は、毎週1回、開講することを原則としていますが、授業の特性等により、休業期間中、集中的に開講されるものがあります。

2・2・3 コースと教育プログラム

本学部は国際商経学科の一学科であり、国際商経学科の中に「経済学コース」、「経営学コース」、及び「グローバルビジネスコース」があります。「経済学コース」には「経済分析プログラム」と「金融ファイナンスプログラム」、「経営学コース」には「社会イノベーションプログラム」と「マネジメントプログラム」及び「会計プログラム」、「グローバルビジネスコース」には「グローバルビジネスプログラム」という教育プログラムがあります。

グローバルビジネスコース以外の学生は2年次後期開始までに、経済学コース及び経営学コースいずれかのコースと教育プログラムを選択することになります。なお、コースと教育プログラムの選択については、学生の希望をできるだけ尊重し、成績や志望申請書等を総合的に勘案したうえで決定しますが、必ずしも希望どおりになるとは限りません。

2・3 履修手続き

2・3・1 履修登録の概要

履修登録とは、授業科目を履修するための手続きのことです。兵庫県立大学では、履修登録できる期間（履修登録期間）内に UNIVERSAL PASSPORT を通じて行います。1つの学期の中で、同じ時限（授業時間帯のこと）には1つの授業科目しか原則として履修登録できません。また、各学期に履修登録できる授業科目の総単位数には上限（CAP）が定められています。

2・3・2 履修登録期間

履修登録の期間等については、各学期のはじめまでに掲示します。

- (1) 履修登録を所定の期間内に行わない場合、当該学期の受講を放棄したものとみなします。したがって、試験を受けることができないとともに単位を修得することもできません。
- (2) 所定の手続きを経て登録した授業科目以外は受講できないとともに試験を受けることができません。
- (3) 履修登録期間を過ぎると、登録した授業科目の変更はできません。ただし、前期（春学期）は5月、後期（秋学期）は11月の1週間程度の間履修取消期間が設けられ、履修の継続が難しいと思われる科目（ただし必修科目を除く）の履修登録を、この期間内に取り消すことができます。この期間については、各学期のはじめに掲示されます。履修を取り消すとGPAの対象にはなりません。なお、GPAの詳しい説明は2・8を参照してください。
- (4) 同一時限に開講されている授業科目は、重複して登録できません。（隔週講義等、一部例外除く。）
- (5) 既に単位を修得した授業科目は、再び登録することはできません。

2・3・3 履修登録単位数の上限（CAP制）

CAP制度とは、単位制度を実質化し、学修すべき授業科目を精選することで十分な学修時間を確保し、授業内容を深く身につけることを目的として、学生が履修科目として登録ができる単位数の上限を定め、各年次にわたって適切に授業科目を履修してもらうために導入するものです。

各学期において履修科目の登録を行うことのできる単位数は、24単位以内です。また、健康・スポーツ科学演習1・2、別途、学務課窓口での申請により履修を許可された科目（経済学コース及び経営学コースにおいては夏季（冬季）休業期間中に開講する集中講義、語学研修、単位互換科目など、グローバルビジネスコースにおいては、卒業所要単位数に算入されない日本語で開講される授業科目など）及び卒業所要単位数に算入されない副専攻科目はこの単位数に含まれません。さらに、2年次及び3年次生であって、前学期に履修上限の対象授業科目を20単位以上修得かつ学期GPAが3.5以上である場合、28単位まで履

修することができます。なお、24 単位を超える科目の登録については、別途、学務課での手続きが必要です。

2・3・4 他学部の授業科目の履修手続

- (1) 本学部では、他学部の授業科目の履修ができます。経済学コース及び経営学コースの学生は、社会情報科学部の授業科目（社会情報科学部の学生だけが履修できる授業科目を除く。）は自由に履修することができますが、社会情報科学部以外の他学部の授業科目の履修を希望する場合は、他学部の時間割、シラバスで履修を希望する授業科目を確認したうえ、所定の期間内に学務課に「他学部授業科目履修許可願」を提出しなければなりません。
- (2) 提出期間については、通常の履修登録の前に行うこととし、詳しい期間等については各学期のはじめに掲示します。

2・3・5 入学前の既修得単位の認定

本学に入学する前に、本学または他の大学、短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)の認定を希望する学生は、入学した年の4月末までに「既修得単位認定願」を学務課に提出しなければなりません。これには、認定を受けようとする科目が修得済みであることを証明する書類(成績証明書)と、その科目のシラバス(コピーでも可。その場合は提出するコピーに「原本と相違ありません」と記入の上、本人の署名・捺印が必要です。)を添付してください。

2・3・6 履修登録上の一般的注意事項

- (1) クラス指定のある授業科目及びあらかじめ申込みをして指導教員の決定している演習については、その決定した指導教員のクラスを登録してください。
- (2) 再履修について
 - ア 不合格になった授業科目の単位を修得するには、次学期以降に履修登録を再度する必要があります。
 - イ 外国語教育科目・情報教育科目
英語科目やデータサイエンス入門が不合格になり再履修する際は、指定されたクラスで履修しなければなりません。
 - ウ イ以外で、クラスの指定がある科目の場合は、原則として指定されたクラスで履修してください。

2・4 交通途絶や気象警報発令時の授業科目の扱い

2・4・1 対面授業の扱い

(1) 交通途絶の場合

ア 基準時間

	交通途絶の状況	授業の取り扱い
(ア)	午前7時までに解決	1時限目から授業（通常どおり）
(イ)	午前7時現在継続し、午前11時までに解決	午前中休講となり、3時限目から授業
(ウ)	午前11時を過ぎても解決しない	午後休講
(エ)	交通途絶が授業開始後に発生した場合	原則として、その時限の授業は平常どおり実施し、次の時限以降の授業は上記(イ)から(ウ)のとおり。

イ 休講に係る交通途絶の要件

(ア) 神戸商科キャンパス

神戸市営地下鉄が不通の場合又は大阪－姫路間で次のいずれかに該当する場合

- ① JR線、阪急電鉄及び阪神電鉄が共に不通の場合
- ② JR線、山陽電鉄が共に不通の場合
- ③ JR線、神戸高速鉄道が共に不通の場合

(イ) 神戸情報科学キャンパス

ポートライナーが不通の場合又は大阪－姫路間で次のいずれかに該当する場合

- ① JR線、阪急電鉄及び阪神電鉄が共に不通の場合
- ② JR線、山陽電鉄が共に不通の場合
- ③ JR線、神戸高速鉄道及び神戸市営地下鉄が共に不通の場合

(ウ) 明石看護キャンパス

大阪－姫路間で次のいずれかに該当する場合

- ① JR線、阪急電鉄及び阪神電鉄が共に不通の場合
- ② JR線、山陽電鉄が共に不通の場合

(エ) 姫路工学キャンパス

次のいずれかに該当する場合

- ① 神姫バスが不通の場合
- ② JR山陽本線及び山陽電鉄の各姫路駅を含む区間が共に不通の場合

(オ) 姫路環境人間キャンパス

次のいずれかに該当する場合

- ① 神姫バスが不通の場合
- ② JR山陽本線及び山陽電鉄の各姫路駅を含む区間が共に不通の場合

(カ) 播磨理学キャンパス

次のいずれかに該当する場合

- ③ 神姫バスが不通の場合

- ④ JR線（大阪～岡山間）が不通の場合
- (キ) 淡路緑環境キャンパス
次のいずれかに該当する場合
 - ① 明石海峡大橋（本州四国連絡道路）が不通の場合
 - ② JR線、山陽電鉄が共に不通の場合
 - ③ 淡路ジェノバライン、淡路交通バス、神姫バス、山陽バス、本四海峡バス、JRバスが共に不通の場合
- (ク) 豊岡ジオ・コウノトリキャンパス
次に該当する場合
 - ① 全但バス（豊岡駅～キャンパス間）が不通の場合
- (ケ) 神戸防災キャンパス
大阪～姫路間で次のいずれかに該当する場合
 - ① JR線、阪急電鉄及び阪神電鉄が共に不通の場合
 - ② JR線、山陽電鉄が共に不通の場合
 - ③ JR線、神戸高速鉄道及び神戸市営地下鉄が共に不通の場合

(2) 気象警報発令の場合

ア 種類

神戸地方気象台が発令する気象警報とし、以下の7種類を対象とします。

<対象とする気象警報>

【警報】「暴風警報」「暴風雪警報」「大雪警報」

【特別警報】「大雨特別警報」「暴風特別警報」「暴風雪特別警報」
「大雪特別警報」

※大雨警報は対象ではないので注意してください。

イ 休講に係る警報発令対象地域

[神戸商科キャンパス・神戸情報科学キャンパス・神戸防災キャンパス]

神戸市（市内いずれかの区で発令があった場合）

[その他のキャンパス]

明石看護キャンパス

明石市又は神戸市（市内いずれかの区で発令があった場合）

姫路工学キャンパス・姫路環境人間キャンパス

姫路市

播磨理学キャンパス

姫路市、相生市、赤穂市、たつの市、太子町、上郡町のうち、いずれかの市町

淡路緑景観キャンパス

淡路市

豊岡ジオ・コウノトリキャンパス

豊岡市

ウ 基準時間

【前日判断】

判断 目安	翌日の通勤・通学状況	翌日の授業の取扱
午後 5時 まで	気象警報の発令や気象予測等に基づく公共交通機関の計画運休が発表されるなど、翌日の通勤・通学が困難であると判断できる場合	以下の取扱いのいずれかを判断 A：【当日判断】の条件を適用する B：原則、終日オンライン授業に切り替えて実施（注記）

（注記）

- ・実習、実験科目などオンラインでの実施が困難な授業科目は、オンライン授業に切り替えずに休講とする場合があります。
- ・居住地の気象状況や通信施設の被災等による通信不能、自宅から避難所等へ避難したなどの事情によりオンライン授業が受講できなかった場合は、教員に相談してください。

【当日判断】

区分	発令状況	授業の取扱
(ア)	午前7時までに解除	1時限目から授業（通常どおり）
(イ)	午前7時現在発令中で、午前11時までに解除	午前中休講となり、3時限目から授業
(ウ)	午前11時を過ぎても解除されない	午後休講
(エ)	授業開始後に発令された場合	原則として、その時限の授業は平常どおり実施し、次の時限以降の授業は上記(イ)から(ウ)のとおり。 ただし、当該授業の継続が困難な場合は、各キャンパスの判断で授業を即座に中止することができる。

※なお、キャンパスが休講の措置を講じない場合であっても、学生が自宅周辺や通学経路の状況により「生命・身体に危険が生じる恐れがある」と判断したときは、無理に通学しないようにしてください。その場合、後日、欠席した授業の教員に事情を説明し、妥当な判断であると認められたときは、教育上の配慮がなされる場合があります

(3) その他

①集中講義における取扱

- ・交通途絶、気象警報発令時ともに、前記2・4・1(1)や(2)と同様の取扱いとする。
- ・翌日以降の日程については、教員が学生及びキャンパス経営部と協議する。また、異なるキャンパスの教室間を繋ぐ遠隔授業の場合は、キャンパス経営部間でも協議し、必要に応じて大学本部事務局とも調整する。

②定期試験における取扱

- ・交通途絶時は基本的に上記対応表と同様とする。
- ・気象警報発令時は以下のとおりとする。

区分	発令状況	授業の取扱
(ア)	午前7時までに解除	1時限目から授業(通常どおり)
(イ)	午前7時現在発令中で、 午前11時までに解除	1・2時限は中止、3時限以降は実施
(ウ)	午前11時を過ぎても解除されない	3時限以降も中止
(エ)	試験開始後に発令された場合	原則として、その時限の試験は平常どおり実施し、次の時限以降の試験は上記(イ)から(ウ)のとおり。 ただし、当該試験の継続が困難な場合は、各キャンパスの判断で試験を即座に中止することができる。

- ・(ア)から(エ)に該当しない場合であっても、定時に実施することにより、複数の学生に対し著しく不利益が生じると予測される場合は、各キャンパスの判断により、開始時間の繰り下げ、試験の延期等の措置を講じる場合がある。また、遠隔授業の場合は、他キャンパスの状況も考慮し措置を講じる。

③異なるキャンパスの教室間を繋ぐ遠隔授業については、発信側と受信側のいずれかのキャンパスが休講となった場合には、原則、いずれのキャンパスも休講とする。必ずキャンパスに確認すること。

④気象警報発令による休講の取扱については、対象外の警報であっても、「生命・身体に危険が生じる恐れがある」とキャンパスが判断した場合は、休講又はオンライン授業への切り替え措置を講じることがある。

⑤上記の事情にかかわらず、キャンパス全体の授業実施に大きな支障をきたす恐れがあるとキャンパスが判断した場合は、休講又はオンライン授業への切り替えの措置を講じることがある。

2・4・2 対面によらない授業の扱い

オンライン配信やオンデマンド配信など、対面形態によらない授業における交通途絶、気象警報発令が発令された場合の取扱いを下記のとおりとします。

(1) オンライン配信による授業

原則、休講となる場合は以下のとおりです。

- ・教員が移動中に交通途絶が発生し授業開始時間から 30 分以内に配信できない場合
- ・気象警報による公共交通機関の計画運休や自治体からの避難指示等により、教員が授業開始時間から 30 分以内に配信できない場合

なお、居住地域の気象状況や通信施設の被災等による通信不能などにより、オンライン配信を視聴できなかった場合は、教員に相談してください。

(2) 録画配信や課題等による授業

原則、授業を実施します。

2・5 学科試験

学科試験とは通常、その科目の成績評価の際に最も重視される試験のことです。学科試験は定期試験、期間外試験、追試験に分類されます。

(1) 定期試験

定期試験とは、学期末に設けられる定期試験期間内に実施される試験のことです。各科目の定期試験が行われる時間帯や、受験時の注意事項などは学期中に掲示されます。掲示を見落とさないようにしてください。

(2) 期間外試験

定期試験期間以外の時期（通常は繰り上げて実施）に行われる学科試験を期間外試験といいます。この形で学科試験が実施される場合は、担当教員から通知されます。

(3) 定期試験を受験できない者に対する処置

定期試験を受験できない履修登録者が、兵庫県立大学「定期試験を受験できない者に対する処置規程」に該当する場合は、その規程に従って手続きをすることで、成績評価を受けられる場合があります。その際に試験を実施する場合、この試験を追試験と呼びます。手続きの方法の詳細は、定期試験前に掲示されます。

(4) 履修登録を行った科目以外の科目や、既に単位を修得した科目は、学科試験を受けることができません。

(5) 授業科目によっては、レポートは試験と同様、成績評価の手段として行われます。

ア レポートは、所定の期間内に提出しなければなりません。

イ レポート作成上、原則として留意すべき事項

(ア) 横書きとし、表紙は様式 1（54 ページ参照）の記載例により科目名、担当教員名、題目、所属学部、所属学科、所属コース、入学年度、学籍番号、氏名を記入すること。

(イ) レポート用紙の左上の部分をホッチキスでとめること。

ウ 担当教員から別の指示がある場合は、それに従うこと。

2・6 学士論文試験（経済学コース及び経営学コースのみ）

- (1) 学生は、研究ゼミナール1・2・3及び卒研ゼミナール1・2の成果を4年次において学士論文として作成し、審査に合格しなければなりません。
- (2) 学士論文の提出方法や期間などの詳細は掲示により案内されます。
- (3) 提出期間後の提出は認められません。したがって、この場合卒業することができなくなるので特に注意すること。
- (4) 学士論文の提出にあたっては、論文1部、論文要旨1部を提出しなければなりません。
- (5) 学士論文の面接試験は、1月中・下旬に行います。
- (6) 学士論文及び論文要旨作成上、原則として留意すべき事項
 - ア 字数は1行40字、1ページ36行（すなわち、1ページ1,440字）を標準とし、論文は図表を含み20ページ以上であること。
 - イ ペン又はパソコンで作成し、目次及びページ番号を付すること。
 - ウ 論文及び論文要旨の表紙は、様式2（55ページ参照）の記載例により、担当教員氏名、論文題目、所属学部、所属学科、所属コース、入学年度、学籍番号、氏名、提出期日を記入すること。
 - エ 論文は、必ず完成したものであること。
 - オ 論文要旨は、論文用紙3枚以内とすること。（3枚には表紙を含みません。）

2・7 卒業研究発表（グローバルビジネスコースのみ）

学生は、Research Seminar 1・2・3及びThesis Seminar 1・2の成果を4年次秋学期の、所定の時期に開催される卒業研究発表会で研究報告を行った上で、卒業研究に関する口頭試問による卒業試験に合格しなければなりません。

2・8 成績評価

- (1) 成績は100点満点とし、60点以上を合格として、単位を与えます。（学部規程第18条）
- (2) 評点と評語の関係は、次のとおりです。

評語	区分	評価の基準
S	90点以上	到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績
A	80点以上 90点未満	到達目標を十分に達成できている優れた成績
B	70点以上 80点未満	到達目標を達成できている成績
C	60点以上 70点未満	到達目標を最低限達成できている成績
D	60点未満	不合格

- (3) 成績は、UNIVERSAL PASSPORT上で公開します。
- (4) 成績公開日は別に掲示します。
- (5) 成績評価に対する不服申出制度
本学では、学生が、自らの成績評価に関して不服がある場合、成績発表後、7日以内に、担当教員に成績確認を依頼することができます。
（ただし、卒業判定にかかわる場合及び3月1日以降に開示された場合は3日以内）。

この確認を行った結果、次の各号に掲げる事案の解決が得られなかった場合に限り不服申立てができます（担当教員から回答を受け取った日から3日以内）。

(ア) 成績の誤記入等、明らかに担当教員の誤りであると思われる事案

(イ) シラバスや授業時間内での指示等により周知している成績評価の方法から明らかに逸脱した評価であると思われる事案

(ウ) 担当教員から十分な説明等の対応がなかった事案

(6) GPA制度

本学では、学修の状況及び結果を明確にすることにより、学修意識を高め、学期ごとの学修及び学修指導に役立てるとともに、厳格な成績評価を推進し、学びの質を向上させることを目的に、GPA制度を導入しています。

GPAとはグレード・ポイント・アベレージの略で、学業成績の評語を数値化し、その平均点を算出したもので、次の通り取り扱います。

(ア) 各授業科目の成績評価に基づき、次の表の通りグレード・ポイント（GP）が与えられます。

評語	S	A	B	C	D
GP	4.0	3.0	2.0	1.0	0.0

(イ) GPAの対象科目は、5段階評語又は素点によって成績認定される授業科目であって、卒業要件に算入できる授業科目です。GPAの算出方法は、次の計算式によるものとし、小数点以下第3位を切り捨てます。

$$\text{学期GPA} = \frac{\text{(当該学期に評価を受けた卒業要件となる授業科目のGP} \times \text{当該授業科目の単位数) の合計}}{\text{当該学期に評価を受けた卒業要件となる授業科目の単位数の合計}}$$

$$\text{学年GPA} = \frac{\text{(当該学年に評価を受けた卒業要件となる授業科目のGP} \times \text{当該授業科目の単位数) の合計}}{\text{当年学年に評価を受けた卒業要件となる授業科目の単位数の合計}}$$

$$\text{通算GPA} = \frac{\text{(在学全期間に評価を受けた卒業要件となる授業科目のGP} \times \text{当該授業科目の単位数) の合計}}{\text{在学全期間に評価を受けた卒業要件となる授業科目の単位数の合計}}$$

2・9 遠隔授業の注意事項

遠隔授業は、複数のキャンパスにおいて同時に実施するため、受信教室と発信教室のいずれかにおいて、気象警報等により遠隔授業が実施できない場合は、学生間の公平を図る観点から、発信教室及び受信教室ともに授業を中止（又は休講）します。交通途絶及び気象に関する警報が発令された場合の休講措置は、2・4を確認してください。

2・10 転学部制度

一定の要件を満たせば転学部をすることができます。転学部を希望する学生は、学務課に問い合わせてください。

2・11 コース及び教育プログラムの変更

コース及び教育プログラムの決定後、学生の履修に対する興味や関心が変わった場合に、コース及び教育プログラムの変更をすることができます。ただし、その者が希望するコー

ス及び教育プログラムにおいて、十分に修学できる能力があると判断された場合に限り、認められます。変更を希望する学生は、3年次前期（春学期）の所定の期日までに、コース及び教育プログラム変更許可願を提出しなければなりません。なお、変更時期は3年次後期（秋学期）始めです。

2・12 秋季卒業

- (1) 4年以上在学し、前期（春学期）の終了時に卒業の要件を満たす学生は、9月末に卒業（秋季卒業）することができます。
- (2) 秋季卒業を希望する学生は、所定の期間内に学務課に「秋季卒業願」を提出しなければなりません。提出しない場合は、自動的に翌年3月の卒業となります。
- (3) 秋季卒業の受付については、4月中旬に詳細を掲示します。

2・13 早期（3年次）卒業

成績優秀な学生を対象とし、3年次終了時に卒業できる、早期卒業制度があります。

- (1) 早期卒業するためには次の条件をすべて満たす必要があります。
 - ・早期卒業を希望していること。
 - ・3年次終了時点において、本学部の定める卒業所要単位をすべて修得していること。
 - ・3年次終了時点において、兵庫県立大学GPA制度要綱第5条第3項に規定する計算式により求められた通算GPA（以下「通算GPA」という。）が3.0以上であること。
 - ・早期卒業を希望する学生が、兵庫県立大学大学院に置かれている研究科への進学を希望し、当該研究科の入学試験に合格しているだけでなく、入学手続を完了していること。
 - ・本学部の早期卒業判定審査委員会による面接審査を受け、合格していること。
 - ・2年次終了時点において、早期卒業候補者の認定を受けていること。
- (2) 早期卒業候補者となるためには、次の条件をすべて満たす必要があります。
 - ・2年次終了時点において、卒業所要単位のうち、88単位以上を修得していること。
 - ・2年次終了時点において、通算GPAが3.0以上であること。
 - ・2年次終了時点において、研究ゼミナール1（Research Seminar1）の単位を修得していること。
- (3) 早期卒業をするためには、特に計画的な学修が求められます。早期卒業を希望する学生は、研究指導を希望する教員を訪問し、相談するようにしてください。なお、早期卒業に関する手続及びスケジュールについては、別途、お知らせします。

2・14 その他

- (1) 学生に対する伝達は、特別の場合を除き、すべてUNIVERSAL PASSPORTの掲示で行います。
- (2) 学生の問い合わせや照会には学務課窓口で対応します。

[様式1]

[レポート表紙記載例]

〇〇〇論（担当：〇〇〇〇教授）

豊かな社会とは何か？

国際商経学部 国際商経学科
〇〇〇コース
20〇〇年度入学
CB〇〇K〇〇〇
国際 葵
20〇〇年〇〇月〇日提出

※上記の記載例は、経済学コース及び経営学コースの場合です。グローバルビジネスコースの場合は、別途、指示があります。

[様式 2] [論文及び論文要旨表紙記載例] (経済学コース及び経営学コースのみ)

210mm

担当：〇〇〇〇教授

日本の地域産業の問題と再生

—地域産業の空洞化とその対策—

297mm

国際商経学部国際商経学科
〇〇〇コース
20〇〇年度入学
CB〇〇K〇〇〇
国際 葵
20〇〇年〇月提出

(注) 論文要旨の表紙には、題目の上に「論文要旨」と明記すること。

第3 科目区分のあらましと卒業要件

ここからは、経済学コース及び経営学コースとグローバルビジネスコースに分けて、卒業に必要な履修科目と必要単位について説明します。

(1) 経済学コース及び経営学コース

3・1 全学共通科目

全学共通科目は、「人間形成教育科目」、「学際教育科目」、「外国語教育科目」及び「情報教育科目」から構成されています。

① 人間形成教育科目

人間そのものと文化、社会、自然の関係性について広い視野と多様な知識を修得することを目的として、3分野の科目体系で構成されています。

② 学際教育科目

主体的な学修態度や生涯学び続ける姿勢を身につけ、また学部の枠を超えた実践的学修を通じて課題解決力を培うことを目的とした「ゼミナール」、総合大学としての強みや本学の特色を活かし、本学だからこそ学修できる「県大特色系」、スポーツを通じての健康・体力の保持増進や、食生活が要因となる生活習慣病の予防に関する知識の修得を目的とした「健康・スポーツ科学系」の3つの科目体系で構成されています。

③ 外国語教育科目

グローバル社会に対応できるコミュニケーション手段としての英語4技能の修得とドイツ語やフランス語、中国語などの外国語を学びます。

④ 情報教育科目

データサイエンスの重要性に対する理解を深め、データサイエンスの概念やその活用について基本的な技術を身につけることを目的とした科目を開講しています。

3・1・1 全学共通科目に関する卒業に必要な単位数

卒業するためには、以下に述べる条件を満たして28単位以上を履修しなければなりません。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 人間形成教育科目から6単位
(人文科学系2単位以上、社会科学系2単位以上、自然科学系2単位以上)② 学際教育科目から4単位
(基礎ゼミナール2単位、県大特色系2単位以上)③ 外国語教育科目から英語6単位④ 情報教育科目からデータサイエンス入門2単位⑤ その他、全学共通科目に属する科目から10単位以上 |
|--|

①+②+③+④+⑤=28 単位以上になるので、①から⑤までの条件をすべて満たせば、卒業要件を充たすことになります。

ただし、すべての科目が毎年開講されるわけではありません。隔年開講の科目もあるので、注意してください。

3・1・2 人間形成教育科目 人文科学系（選択科目）

人文科学系から2単位以上を修得しなければなりません。

3・1・3 人間形成教育科目 社会科学系（選択科目）

社会科学系から2単位以上を修得しなければなりません。

3・1・4 人間形成教育科目 自然科学系（選択科目）

自然科学系から2単位以上を修得しなければなりません。

3・1・5 学際教育科目 基礎ゼミナール（必修科目）

基礎ゼミナールは少人数のクラスに分かれ、大学における学修、研究の態度と習慣を養い、クラスの交流を深めることを目的として、入学時から半年間行うものです。基礎ゼミナールの指導教員は、1年次前期における担任の役割を果たすことになります。

この科目は、卒業するために必ず修得しなければなりません。

なお、1年次後期から4年次においては、それぞれの演習の指導教員が担任の役割を果たします。

3・1・6 学際教育科目 学際ゼミナール（選択科目）

総合大学としてのメリットを生かし、学部学科の枠を超えて集った学生が意見やアイデアを交わしながら課題に取り組むことを通して、県立大生としての相互理解や自己理解を深めるとともに、分野横断的な学際的思考の基礎を身につけることを目的とした科目です。

- ・基礎ゼミナールは必修科目ですが、学際ゼミナールは選択科目です。
- ・各学部の教員により計14ゼミ開講予定です。
- ・前期（集中講義）および後期（週間授業及び集中講義）に開講します。
- ・1ゼミあたり15名を上限として設定しており、15名を超えた場合は抽選となります。
- ・履修者数が少ない場合は、開講しないこともあります。
- ・前期と後期の2回、それぞれ2つのゼミを上限として、履修希望アンケートに申し込みができます。アンケート申し込みの期間や方法は通常の履修登録とは別に告知されますので、学務課からの連絡を見逃さないようにしてください。
- ・単位を取得できるゼミは在学期間中に1つだけです。受講が決まった学際ゼミの履修取り消しはできません。案内チラシ、シラバス及び教員への質問でゼミの内容を十分に確認してから申し込んでください。
- ・ゼミによっては、交通費などの自己負担が生じる場合があります。また、フィールドワークや実験のために、普段の教室以外の場所等で授業がある場合があります。案内チラシ、シラバス及び教員からの指示をよく確認しておいてください。
- ・英語のみで行われるゼミもありますので、シラバスで使用言語を確認してください。

・学部学科横断型・少人数のゼミナール科目であり、具体的な授業日程は受講生と調整をしながら決める場合があります。教員からの連絡を見逃さないようにしてください。

3・1・7 学際教育科目 県大特色系（選択科目）

県大特色系から2単位以上修得しなければなりません。

3・1・8 学際教育科目 健康・スポーツ科学系（選択科目）

健康・スポーツ科学演習1・2を1年次に極力履修してください。

修得した単位は、3・1・1の⑤の部分として卒業に必要な単位数に算入されます。

3・1・9 英語（必修科目）

英語科目として以下の必修科目があり、1年次に履修します。

Academic English 1・2（各1単位）

Practical English 1・2（各1単位）

English Communication 1・2（各1単位）

これらの科目は、卒業するために必ず修得しなければなりません。

履修は、年度初めに示されるクラス区分によって行います。

履修登録を行った科目が不合格になった場合の再履修については、「2・3履修手続き」の履修登録上の一般的注意事項(2)（45ページ）を参照してください。

3・1・10 外国語（選択科目）

外国語科目として、中国語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、韓国・朝鮮語を開講しています。修得した単位は、2・1・1の⑤の部分として、卒業に必要な単位数に算入されます。

3・1・1 情報教育科目（必修科目）

情報関連の必修科目として以下の科目があり、1年次に履修します。

データサイエンス入門 2単位

この科目は、卒業するために必ず修得しなければなりません。

履修は、毎年度初めに示されるクラス区分によって行います。履修登録を行った科目が不合格になった場合の再履修については、「2・3履修手続き」の履修登録上の一般的注意事項(2)（45ページ）を参照してください。

3・2 専門教育科目

ここでは、専門教育科目の履修方法について説明します。以下の説明と併せて学則と学部規程の関連部分を参照してください。

国際商経学部規程の別表第1に示すように、専門共通教育科目、専門コア科目、専門応用科目、演習科目をあわせたものが経済学コース及び経営学コースの専門教育科目です。卒業するためには、合計で96単位以上必要です。

- 専門共通教育科目：必修8単位と選択8単位以上（うち、第1群の科目から2単位以上、第2群の科目から4単位以上）

- 専門コア科目：24 単位以上、ただし、第 1 群の科目から 6 単位以上、第 2 群の自コース科目から 12 単位以上
- 専門応用科目：34 単位以上、ただし、所属コースにより以下の条件を満たすこと。
 - ・ 専門コア科目の第 2 群
 - 自コースに属する科目を 12 単位以上修得。
 - ・ 専門応用科目の選択
 - －経済学コース
 - 経済分析プログラム
 - 自コース科目から 22 単位以上（うち自プログラム科目から 14 単位以上）修得。
 - 金融ファイナンスプログラム
 - 自コース科目から 18 単位以上（うち自プログラム科目から 10 単位以上）、他コース科目から 10 単位以上修得。
 - －経営学コース
 - 社会イノベーションプログラム
 - 自コース科目から 18 単位以上（うち自プログラム科目から 10 単位以上）、他コース科目から 10 単位以上修得。
 - マネジメントプログラム・会計プログラム
 - 自コース科目から 22 単位以上（うち自プログラム科目から 14 単位以上）修得。
- 演習科目：必修 14 単位。演習（ゼミナール）は、大学での学びを「自身で考え、仲間と深め、形にする」ための少人数授業です。講義とは異なり、学生同士の対話や発表、調査活動を中心に進みます。教員との距離が近く、専門分野への理解を深めるだけでなく、大学生活全体で必要となる思考力・協働力を育てる場として位置づけられます。国際商経学部の特設教育科目では、プロジェクトゼミナール 1・2、研究ゼミナール 1・2・3、卒研ゼミナール 1・2 が設置されており、いずれも必修科目として伝統的に重視されています。
 - ・ プロジェクトゼミナール 1・2：1 は 1 年次後期、2 は 2 年次前期に必ず履修しなければなりません。なお、2 を履修するためには 1 の単位を修得しなければなりません。プロジェクトゼミナールのクラスは、担当教員の選考により決定します。
 - ・ 研究ゼミナール 1・2・3：1 は 2 年次後期、2 は 3 年次前期、3 は 3 年次後期に必ず履修しなければなりません。なお、1 を履修するためには基礎ゼミナールの単位を、2 を履修するためには 1 の単位を、3 を履修するためには 2 の単位を修得しなければなりません。研究ゼミナール 1 のクラスは、経済学コース及び経営学コースのコース選択後に行い、担当教員の選考により決定します。1 から 3 まで同じ教員が担当します。
 - ・ 卒研ゼミナール 1・2：1 は 4 年次前期、2 は 4 年次後期に必ず履修しなければなりません。なお、1 を履修するためには研究ゼミナール 3 の単位を、2 を履修するためには 1 の単位を修得しなければなりません。1・2 を通して得た研究成果を学士論文

として作成し、論文に対して面接試験が課せられます。なお、卒研ゼミナールのクラスは、原則として研究ゼミナールのクラスを引き継ぎます。

3・3 他学部の授業科目

社会情報科学部の授業科目（語学及び演習を除く）は、学生の興味に応じて履修することができます。

社会情報科学部以外の学部の授業科目の履修を希望する場合には、他学部授業科目履修許可願を学務課に提出して、当該学部長の許可があれば履修できます。

3・4 他大学の授業科目

本学部では、学生が海外体験や国際活動参加体験を行うことを奨励しています。

その中でも、兵庫県立大学と協定を結んで実施される以下のプログラムは、プログラムを修了して所定の手続きをすれば、本学部の単位として認定されます。

- (1) 海外交換留学（留学期間は半年又は1年）

交換留学先：国際交流機構で確認してください。

- (2) 海外語学研修（3週間から1ヶ月程度）

研修先：国際交流機構で確認してください。

この他にも、大学コンソーシアムひょうご神戸の単位互換プログラムがあり、学生は、興味に応じて履修することができます。上記プログラムの参加方法や単位認定の手続等、詳しいことについては学務課まで問い合わせてください。

3・5 副専攻

兵庫県立大学では、主専攻（所属学部の専攻）以外にも学びの機会を拓げるため、副専攻を提供しています。詳しくは別冊「副専攻履修の手引」を参照してください。

3・6 経済学コース及び経営学コース卒業要件（まとめ）

3・6・1 総単位

総単位は以下の数式のように、全学共通科目 28 単位と専門教育科目 96 単位から構成され、合計 124 単位以上を修得してください。

$$\text{総単位 (124)} = \text{全学共通科目 (28)} + \text{専門教育科目 (96)}$$

3・6・2 全学共通科目

全学共通科目は、人間形成教育科目 6 単位、基礎ゼミナール 2 単位、県大特色系 2 単位、英語科目 6 単位、情報教育科目 2 単位、その他の選択科目から構成され、合計 28 単位以上を修得してください。

$$\text{全学共通科目 (28)} = \text{人間形成教育科目 (6)} + \text{基礎ゼミナール (2)} + \text{県大特色系 (2)} \\ + \text{英語 (6)} + \text{情報教育科目 (2)} + \text{その他選択 (10)}$$

3・6・3 専門教育科目

専門教育科目は、専門共通教育科目 16 単位、専門コア科目 24 単位、専門応用科目 34 単位、演習科目 14 単位、その他の選択科目から構成され、合計 96 単位以上修得してください。

$$\begin{aligned} \text{専門教育科目 (96)} &= \text{専門共通教育 (16)} + \text{専門コア (24)} + \text{専門応用 (34)} \\ &\quad + \text{演習 (14)} + \text{その他選択 (8)} \end{aligned}$$

(2) グローバルビジネスコース

3・7 全学共通科目

全学共通科目は、「人間形成教育科目」、「学際教育科目」、「外国語教育科目」及び「情報教育科目」から構成されています。

① 人間形成教育科目

人間そのものと文化、社会、自然の関係性について広い視野と多様な知識を修得することを目的として、3分野の科目体系で構成されています。

② 学際教育科目

主体的な学修態度や生涯学び続ける姿勢を身につけ、また学部の枠を超えた実践的学修を通じて課題解決力を培うことを目的とした「ゼミナール」、総合大学としての強みや本学の特色を活かし、本学だからこそ学修できる「県大特色系」、スポーツを通じての健康・体力の保持増進や、食生活が要因となる生活習慣病の予防に関する知識の修得を目的とした「健康・スポーツ科学系」の3つの科目体系で構成されています。

③ 外国語教育科目

グローバル社会に対応できるコミュニケーション手段としての英語4技能の修得とドイツ語やフランス語、中国語などの外国語を学びます。

④ 情報教育科目

データサイエンスの重要性に対する理解を深め、データサイエンスの概念やその活用について基本的な技術を身につけることを目的とした科目を開講しています。

3・7・1 全学共通科目に関する卒業に必要な単位数

卒業するためには、以下に述べる条件を満たして28単位以上を履修しなければなりません。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 人間形成教育科目から6単位② 学際教育科目から4単位
(Basic Seminar 2単位、県大特色系2単位以上)③ 外国語教育科目から6単位
(4月入学生は英語科目、9月入学生は日本語科目)④ 情報教育科目からデータサイエンス入門2単位⑤ その他、全学共通科目に属する科目から10単位以上 |
|---|

①+②+③+④+⑤=28単位以上になるので、①から⑥までのすべての条件を満たせば、卒業要件を充たすことになります。

ただし、すべての科目が毎年開講されるわけではなく、隔年開講の科目もあるので、注意してください。

3・7・2 人間形成教育科目 人文科学系（選択科目）

人文科学系・社会科学系・自然科学系から6単位以上を修得しなければなりません。

3・7・3 学際教育科目 Basic Seminar（必修科目）

Basic Seminarは少人数のクラスに分かれ、大学における学修、研究の態度と習慣を養い、クラスの交流を深めることを目的として、入学時から半年間行うものです。Basic Seminarの指導教員は、1年次春学期における担任の役割を果たすこととなります。

この科目は、卒業するために必ず修得しなければなりません。

なお、1年次秋学期から4年次においては、それぞれの演習の指導教員が担任の役割を果たします。

3・7・4 学際教育科目 学際ゼミナール（選択科目）

総合大学としてのメリットを生かし、学部学科の枠を超えて集った学生が意見やアイデアを交わしながら課題に取り組むことを通して、県立大生としての相互理解や自己理解を深めるとともに、分野横断的な学際的思考の基礎を身につけることを目的とした科目です。・基礎ゼミナールは必修科目ですが、学際ゼミナールは選択科目です。

- ・各学部の教員により計14ゼミ開講予定です。
- ・前期（集中講義）および後期（週間授業及び集中講義）に開講します。
- ・1ゼミあたり15名を上限として設定しており、15名を超えた場合は抽選となります。
- ・履修者数が少ない場合は、開講しないこともあります。
- ・前期と後期の2回、それぞれ2つのゼミを上限として、履修希望アンケートに申し込みができます。アンケート申し込みの期間や方法は通常の履修登録とは別に告知されますので、学務課からの連絡を見逃さないようにしてください。

・単位を取得できるゼミは在学期間中に1つだけです。受講が決まった学際ゼミの履修取り消しはできません。案内チラシ、シラバス及び教員への質問でゼミの内容を十分に確認してから申し込んでください。

・ゼミによっては、交通費などの自己負担が生じる場合があります。また、フィールドワークや実験のために、普段の教室以外の場所等で授業がある場合があります。案内チラシ、シラバス及び教員からの指示をよく確認しておいてください。

- ・英語のみで行われるゼミもありますので、シラバスで使用言語を確認してください。
- ・学部学科横断型・少人数のゼミナール科目であり、具体的な授業日程は受講生と調整をしながら決める場合があります。教員からの連絡を見逃さないようにしてください。

3・7・5 学際教育科目 県大特色系（選択科目）

県大特色系から2単位以上修得しなければなりません。

3・7・6 英語（必修科目）

英語科目として以下の必修科目があり、1年次に履修します。

Academic English 1・2（各1単位）

Practical English 1・2（各1単位）

English Communication 1・2（各1単位）

これらの科目は、卒業するために必ず修得しなければなりません。

履修は、年度初めに示されるクラス区分によって行います。

履修登録を行った科目が不合格になった場合の再履修については、「2・3・5 履修手続き」の履修登録上の一般的注意事項(2) (45 ページ) を参照してください。

3・7・7 外国語（選択科目）

外国語科目として、Chinese、French、German、Spanish、Korean、Japanese(Language and Culture)を開講しています。なお、Japanese(Language and Culture)は外国人留学生に限って履修を認めます。修得した単位は、3・7・1 の⑤の部分として、卒業に必要な単位数に算入されます。複数の言語を同一年度（4月～翌年3月）に履修することはできません。

3・7・8 情報教育科目（必修科目）

情報関連の必修科目として以下の科目があり、1年次に履修します。

Introduction to Data Science 2単位

この科目は、卒業するために必ず修得しなければなりません。

履修は、毎年度初めに示されるクラス区分によって行います。履修登録を行った科目が不合格になった場合の再履修については、「2・3 履修手続き」の履修登録上の一般的注意事項(2) (45 ページ) を参照してください。

3・7・9 日本語で開講される全学共通科目（卒業要件外）

日本語で開講される全学共通科目（演習を除く。）は、学生の興味に応じて履修することができます。ただし、修得した単位は、卒業所要単位には算入されないのので、注意してください。履修を希望する場合には、全学共通科目（日本語）履修許可願を学務課に提出すれば履修できます。

3・8 専門教育科目

ここでは、専門教育科目（演習を除く）の履修方法について説明します。以下の説明と併せて学則と学部規程の関連部分を参照してください。

国際商経学部規程の別表4に示すように、専門共通教育科目、専門コア科目、専門応用科目、演習科目をあわせたものがグローバルビジネスコースの専門教育科目です。卒業するためには、合計で96単位以上必要です。

- 専門共通教育科目：必修14単位と選択8単位以上（うち、第1群の科目から2単位以上、第2群の科目から4単位以上）
 - 専門コア科目：18単位以上、（うち、第1群の科目から6単位以上）
 - 専門応用科目：30単位以上
 - 演習科目：必修14単位。
- ・ Project Seminar1・2：1は1年次秋学期、2は2年次春学期に必ず履修しなければなりません。なお、2を履修するためには1の単位を修得しなければなりません。Project Seminarのクラスは、担当教員の選考により決定します。

- Research Seminar1・2・3:1は2年次秋学期、2は3年次春学期、3は3年次秋学期に必ず履修しなければなりません。なお、1を履修するためにはBasic Seminarの単位を、2を履修するためには1の単位を、3を履修するためには2の単位を修得しなければなりません。Research Seminar1のクラスは、担当教員の選考により決定します。1から3まで同じ教員が担当します。
- Thesis Seminar1・2:1は4年次春学期、2は4年次秋学期に必ず履修しなければなりません。なお、1を履修するためにはResearch Seminar3の単位を、2を履修するためには1の単位を修得しなければなりません。1・2を通して得た研究成果を卒業研究発表会で報告します。なお、Thesis Seminarのクラスは、原則としてResearch Seminarのクラスを引き継ぎます。

3・9 日本語で開講される専門教育科目

日本語で開講される経済学コース及び経営学コースの専門教育科目は、学生の興味に応じて履修することができます。特に、別表6で「その他の指定科目」として挙げられているものは、4単位まで卒業所要単位として履修登録できます。それ以外の科目は、専門教育科目（日本語）履修許可願を学務課に提出することにより履修できますが、それにより修得した単位は、卒業所要単位には算入されません。

3・10 他学部の授業科目（卒業要件外）

他学部科目（語学及び演習を除く）は、学生の興味に応じて履修することができます。ただし、修得した単位は、卒業所要単位には算入されないので、注意してください。

履修を希望する場合には、他学部授業科目履修許可願を学務課に提出して、当該学部長の許可があれば履修できます。

3・11 他大学の授業科目

本学部では、学生が海外体験や国際活動参加体験を行うことを奨励しています。

その中でも、兵庫県立大学と協定を結んで実施される海外交換留学プログラムは、プログラムを修了して所定の手続をすれば、本学部の単位として認定されます。交換留学先については、国際交流機構で確認してください。

3・12 副専攻（卒業要件外）

兵庫県立大学では、主専攻（所属学部の専攻）以外にも学びの機会を拡げるため、副専攻を提供しています。ただし、グローバルリーダー教育プログラムは、グローバルビジネスコースの学生は専攻できません。また、副専攻に関して修得した単位は、卒業所要単位には算入されないので、注意してください。詳しくは別冊「副専攻履修の手引」を参照してください。

3・13 グローバルビジネスコース卒業要件（まとめ）

3・13・1 総単位

総単位は以下の数式のように、全学共通科目 28 単位と専門教育単位 96 単位から構成され、合計 124 単位以上を修得してください。

$$\text{総単位 (124)} = \text{全学共通科目 (28)} + \text{専門教育科目 (96)}$$

3・13・2 全学共通科目

全学共通科目は、人間形成教育科目 6 単位、Basic Seminar 2 単位、県大特色系 2 単位、英語コア科目 6 単位、情報教育科目 2 単位、その他選択科目から構成され、合計 28 単位以上を修得してください。

$$\begin{aligned} \text{全学共通科目 (28)} = & \text{人間形成教育科目 (6)} + \text{Basic Seminar (2)} + \text{県大特色系 (2)} \\ & + \text{英語コア (6)} + \text{情報教育科目 (2)} + \text{その他選択 (10)} \end{aligned}$$

3・13・3 専門教育科目

専門教育科目は、専門共通教育科目 18 単位、専門コア科目 28 単位、専門応用科目 28 単位、演習 14 単位から構成され、合計 88 単位以上修得してください。

$$\begin{aligned} \text{専門教育科目 (88)} = & \text{専門共通教育 (22)} + \text{専門コア (18)} + \text{専門応用 (30)} \\ & + \text{演習 (14)} + \text{その他選択 (12)} \end{aligned}$$

第4 その他の規程等

1. 国際商経学部早期卒業に関する規程

国際商経学部早期卒業に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国際商経学部規程（兵庫県立大学国際商経学部規程第1号。以下「国際商経学部規程」という。）第23条第3項に基づき、国際商経学部（以下「本学部」という。）の早期卒業の認定に関し、必要な事項について定めるものとする。

(早期卒業の時期)

第2条 早期卒業の時期は、3年次終了時点とする。

(早期卒業の要件)

第3条 早期卒業の認定を受ける者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 早期卒業を希望していること。
- (2) 3年次終了時点において、本学部の定める卒業所要単位をすべて修得していること。
- (3) 3年次終了時点において、兵庫県立大学GPA制度要綱第5条第3項に規定する計算式により求められた通算GPA（以下「通算GPA」という。）が3.0以上であること。
- (4) 早期卒業を希望する者が、兵庫県立大学大学院に置かれている研究科（以下「研究科」という。）への進学を希望し、研究科の入学試験に合格しているだけでなく、入学手続を完了していること。
- (5) 本学部の早期卒業判定審査委員会による面接審査を受け、合格していること。
- (6) 2年次終了時点において、早期卒業候補者の認定を受けていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、早期卒業の対象とならない。

- (1) 本学部に再入学した者
- (2) 本学部に転学部した者
- (3) 入学前既修得単位の認定を受けた者

3 早期卒業希望者が、早期卒業の要件を満たさなかった場合は、国際商経学部規程で定める卒業所要単位をすべて修得していても早期卒業は認められず、4年次の一年間、在学しなければならない。

(早期卒業候補者の要件)

第4条 2年次終了時点において、次の各号に掲げるすべての要件を満たしている4月入学者は、早期卒業候補者の認定審査を受けることができる。

- (1) 2年次終了時点において、卒業所要単位のうち、88単位以上を修得していること。
- (2) 2年次終了時点において、通算GPAが3.0以上であること。
- (3) 2年次終了時点において、研究ゼミナール1又はResearch Seminar 1の単位を修得していること。

2 2年次終了時点において、次の各号に掲げるすべての要件を満たしている9月入学者は、早期卒業候補者の認定審査を受けることができる。

- (1) 2年次終了時点において、卒業所要単位のうち、88単位以上を修得していること。
- (2) 2年次終了時点において、通算GPAが3.0以上であること。
- (3) 2年次終了時点において、Research Seminar 2の単位を修得していること。

(早期卒業候補者の申請と認定)

第5条 早期卒業を希望する者は、2年次の所定の時期に、早期卒業候補者認定願（様式第1号）を学務所管課に提出するものとする。

- 2 学部長は、前項に規定する認定願を受理したときは、教授会の意見を聴いた上で、認定する者に対しては早期卒業候補者認定通知書（様式第2号）により、認定しない者に対しては早期卒業候補者認定に関する結果通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(早期卒業候補者の履修における特例措置)

第6条 前条の規定により早期卒業候補者として認定された者は、国際商経学部規程第21条の規定にかかわらず、次の各号に示すとおり履修するものとする。

- (1) 経済学コース及び経営学コースの学生は、研究ゼミナール2と卒研ゼミナール1を同一学期に、及び研究ゼミナール3と卒研ゼミナール2を同一学期に履修するものとする。
- (2) グローバルビジネスコース4月入学の学生は、Research Seminar 2とThesis Seminar 1を同一学期に、及びResearch Seminar 3とThesis Seminar 2を同一学期に履修するものとする。
- (3) グローバルビジネスコース9月入学の学生は、Thesis Seminar 1とThesis Seminar 2を同一学期に履修するものとする。

(学修指導)

第7条 早期卒業候補者が所属するコースにおいては、当該学生が履修する演習科目を担当する教員が中心となり、早期卒業に向けた適切な学修指導体制を整えるものとする。

(早期卒業候補者の辞退)

第8条 早期卒業候補者が早期卒業を辞退する事由が生じたときは速やかに、早期卒業候補者辞退届（様式第4号）を学務所管課に提出しなければならない。

(早期卒業判定審査委員会による面接審査)

第9条 早期卒業判定審査委員会は、早期卒業候補者が早期卒業判定対象者として適格かどうかを判断するために、当該学生の3年次の所定の時期において、面接審査を行うものとする。

- 2 学部長は、前項に規定する面接審査の結果を、合格者に対しては早期卒業判定対象者通知書（様式第5号）により、不合格者には早期卒業候補者取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(早期卒業の認定)

第10条 学部長は、前条に規定する早期卒業判定対象者について、教授会の意見を聴いた上で、早期卒業の認定を行うものとする。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、早期卒業に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 19 日改正)

この規程は、令和 3 年 3 月 19 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 8 年 3 月 5 日改正)

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

令和 7 年度以前の入学者に対する改正前の第 4 条及び第 6 条の適用については、なお従前の例による。

2. 国際商経学部大学院授業科目の早期履修に関する規程

国際商経学部大学院授業科目の早期履修に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国際商経学部規程（兵庫県立大学国際商経学部規程第1号。以下「国際商経学部規程」という。）第25条の規定に基づき、兵庫県立大学国際商経学部（以下「本学部」という。）に在学する学生（以下「学生」という。）が、兵庫県立大学大学院に置かれている研究科（以下「研究科」という。）の授業科目を履修すること（以下「早期履修」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(早期履修の目的)

第2条 早期履修は、研究科に進学を希望する学生に対して研究科の授業科目を履修する機会を提供するとともに、学部と研究科との間の教育研究上の連携を図ることを目的とする。

(早期履修生の出願要件)

第3条 研究科の早期履修生として出願できる学生は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 3年以上の在学が見込まれ、研究科への進学を希望していること。この場合、早期履修の出願時点において、兵庫県立大学GPA制度要綱第5条第3項に規定する計算式により求められた通算GPAが3.0以上であることを必要とする。
- (2) 早期卒業候補者として認められていること。

(早期履修の出願及び許可)

第4条 早期履修を希望する者は、履修しようとする学期が始まる1月前までに早期履修願を国際商経学部長（以下「学部長」という。）に提出するものとする。

- 2 学部長は、前条第1号又は第2号に該当すると認めるときは、教授会の意見を聴いた上で、当該学生の成績を記載した書類を添えて研究科長に推薦するものとする。
- 3 学部長は、推薦した学生の早期履修が研究科により認められたときは、速やかに当該学生に通知するものとする。
- 4 前項により早期履修を認められた授業科目の単位数は、国際商経学部規程第10条第4項に規定する履修上限の対象外とする。

(履修した授業科目の単位の取扱い)

第5条 早期履修により修得した単位は、本学部の卒業所要単位には算入されず、研究科に入学した後、研究科の修得単位として認められる。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、早期履修に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

3. 国際商経学部卒研ゼミナールの代替手続に関する規程を廃止する規程

国際商経学部卒研ゼミナールの代替手続に関する規程（兵庫県立大学国際商経学部規程第27号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和5年度以前の入学者が在学しなくなる日までの間、この規程による廃止前の国際商経学部卒研ゼミナールの代替手続に関する規程（兵庫県立大学国際商経学部規程第27号）は、なおその効力を有する。

4. 兵庫県立大学GPA制度要綱

兵庫県立大学GPA制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫県立大学(以下「本学」という。)のGPA(Grade Point Average)制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 GPA制度は、学修の状況及び結果を明確化することにより、学生の学習意欲を高め、適切な修学指導に資するとともに、厳格な成績評価を推進し、学びの質を向上させることを目的とする。

(GPAの種類・運用)

第3条 GPAは、全学で統一的に運用する全学GPAと、各学部・研究科(以下「学部等」という。)の範囲内で独自に運用する学部・研究科GPA(以下「学部等GPA」という。)に大別する。

2 GPAの運用は、原則としてこの要綱に基づくものとする。

3 学部等GPAは、学部・研究科の独自性を鑑み、この要綱の趣旨・目的に反しない限りにおいて、各学部・研究科長が教授会の意見を聞いたうえで別に定めることができるものとする。ただし、次項で定めるGPについては別に定めることはできないものとする。

(GP)

第4条 学則第13条に基づき各学部・研究科規程で定める成績の評語に与えられるGP(Grade Point)は、次表のとおりとする。

成績の評語		GP
5段階評価	素点	
S	100-90	4.0
A	89-80	3.0
B	79-70	2.0
C	69-60	1.0
D	59-0	0.0

(GPAの算出方法)

第5条 各期における学修の状況及び成果を示す指標としてのGPA(以下「学期GPA」という。)、各学年における学修の状況及び成果を示す指標としてのGPA(以下「学年GPA」という。)及び全期間の学修の状況及び成果を示す指標としてのGPA(以下「通算GPA」という。)の計算式は、次の各号の定めるところによるものとし、算出された数値の小数点第3位以下は切り捨てるものとする。

2 学期GPAの計算式

学期GPAの計算式は以下のとおりとする。

$$\frac{\text{当該学期に評価を受けた卒業要件となる授業科目のGP} \times \text{当該授業科目の単位数}}{\text{当該学期に評価を受けた卒業要件となる授業科目の単位数の合計}}$$

3 学年G P Aの計算式

学年G P Aの計算式は以下のとおりとする。

$$\frac{(\text{当該学年に評価を受けた卒業要件となる授業科目のG P} \times \text{当該授業科目の単位数}) \text{の合計}}{\text{当該学年に評価を受けた卒業要件となる授業科目の単位数の合計}}$$

4 通算G P Aの計算式

通算G P Aの計算式は以下のとおりとする。

$$\frac{(\text{在学全期間に評価を受けた卒業要件となる授業科目のG P} \times \text{当該授業科目の単位数}) \text{の合計}}{\text{在学全期間に評価を受けた卒業要件となる授業科目の単位数の合計}}$$

(G P A対象授業科目)

第6条 G P A対象授業科目は、5段階評語又は素点によって成績認定される授業科目であって、卒業要件に算入できる授業科目とする。

2 前項の規定にかかわらず、学部等が設定する履修取消期間中に学生から履修取消の申し出があり履修取消を許可した授業科目は、G P A対象授業科目から除くものとする。

3 学部等は、教育上の理由により、前項に規定による履修取消期間中での取消ができない授業科目を別に定めることができるものとする。

(再履修科目の取扱い)

第7条 「D」又は60点未満と評価された授業科目を、のちに再履修した場合、以前の「D」又は60点未満と評価された授業科目は、再履修による評価にかかわらずG P A対象授業科目に含むものとする。

(成績証明書への記載)

第8条 学期G P A、学年G P A及び通算G P Aは、原則として成績証明書に記載しない。ただし、英文成績証明書について、学生からG P Aの記載を求められたときはこの限りではない。

(成績評価の厳格化)

第9条 G P A制度が的確に運用されるよう、学部等は、授業科目の適切な成績評価の推進について、組織的な取り組みに努めるものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、G P A制度に関し必要な事項は、高等教育推進機構全学教育推進会議の議を経て、教育研究審議会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成30年度以前の入学生は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

5. 成績に対する確認及び不服申立てに関する要綱

成績に対する確認及び不服申立てに関する要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、本学の学士課程、修士課程、博士課程及び専門職学位課程に在籍する学生(以下「学生」という。)が履修する全ての科目について、その成績に対する確認及び不服申立てに関し必要な事項を定めるものとする。

(周知)

第2条 各学部及び研究科(以下「学部等」という。)は、履修の手引及び講義要目等において、本要綱を学生に周知するものとする。

(成績に対する確認)

第3条 学生は、成績評価の理由など確認すべき事項がある場合は、当該科目を担当する教員(以下「担当教員」という。)に対し、次の方法により確認することができるものとする。

(1)全学共通科目、専門基礎科目(専門関連科目)、専門教育科目、教職課程科目及び大学院で履修する科目(以下「大学院科目」という。)

①担当教員に直接確認する。

②所属学部等の学務所管課(以下「所管課」という。)を通じて、担当教員に別に定める「成績に対する確認書」(以下「確認書」という。)を提出し、確認する。

(2)全学共通科目、専門基礎科目(専門関連科目)及び専門教育科目に位置付けられない副専攻履修者のみが履修可能な科目(以下「副専攻科目」という。)

副専攻運営部門を通じて、担当教員に確認書を提出し、確認する。

2 前項第1号①により学生から確認依頼を受けた担当教員は、直接、当該学生に確認結果を回答するものとする。

3 第1項1号②及び第1項第2号により学生から所管課又は副専攻運営部門を通じて確認書を受けた担当教員は、確認書により、所管課又は副専攻運営部門を通じて、当該学生に確認結果を回答するものとする。

4 前項の回答については、担当教員の判断により、直接、当該学生に確認結果を回答することができるものとする。この場合において、担当教員は、回答内容及び回答日を所管課又は副専攻運営部門に通知しなければならない。

(確認依頼受付期間)

第4条 前条第1項による確認依頼の受付期間は、成績公開日から原則として7日以内(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。以下次項、第5条第1項、第7条及び第9条において同じ。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該学期に学部等の卒業又は修了判定対象者であり、確認を行おうとする成績が学部等の卒業又は修了判定に関わる場合及び3月1日以降に開示された成績に対する確認の場合の受付期間は、成績公開日から原則として3日以内とする。

(確認に伴う措置)

第5条 第3条第1項による確認依頼を受けた担当教員は、学生からの確認依頼があった日又は所管課を通じて確認書を受理した日から原則として7日以内に確認結果を回答するものとする。ただし、前条第2項に規定する場合の確認依頼にあつては、原則として3日以内に確認結果を回答するものとする。

2 前項の回答に当たっては、担当教員は、確認結果に基づき、成績について変更する措置を採ることができる。この場合において、担当教員は、当該措置の内容及びその理由を記録するとともに、所管課又は副専攻運営部門に報告しなければならない。

(不服申立て)

第6条 学生は、第3条により成績に対する確認を行った結果、次の各号に掲げる事案の解決が得られなかった場合に限り、不服申立てができるものとする。

- (1) 成績の誤記入等、明らかに担当教員の誤りであると思われる事案
- (2) シラバスや授業時間内での指示等により周知している成績評価の方法から明らかに逸脱した評価であると思われる事案
- (3) 担当教員から十分な説明等の対応がなかった事案

2 学生は、前項の不服申立てを行う場合は、次の各号のとおり「成績に対する不服申立書」(以下「不服申立書」という。)を提出するものとする。

(1) 専門基礎科目(専門関連科目)、専門教育科目及び大学院科目
所管課を通じて、所属する学部等の長(以下「部局長」という。)に対し提出

(2) 全学共通科目及び教職課程科目
所管課を通じて、高等教育推進機構長に対し提出

(3) 副専攻科目
副専攻運営部門を通じて、履修する副専攻運営部門の長(以下「副専攻運営部門長」という。)に対し提出

(不服申立て受付期間)

第7条 前条による不服申立ての受付期間は、当該学生が第3条による回答を受理した日から原則として3日以内とする。

(審査)

第8条 部局長、高等教育推進機構長及び副専攻運営部門長(以下「部局長等」という。)は、第6条第2項による不服申立書を受理した場合は、速やかに当該不服申立ての審査を行うものとする。ただし、不服申立書が第6条第1項に該当しないときは、不服申立てを却下することができるものとする。この場合において、所管課及び副専攻運営部門を通じて、速やかに当該学生に「成績に対する不服申立却下通知書」(以下「却下通知書」という。)により通知するものとする。

2 前項の審査方法は、部局長等が別に定めるものとする。

(審査結果の報告及び対応)

第9条 部局長等は、前条の審査結果について、当該学生及び担当教員に対し、前条第1項の不服申立書を受理した日から14日以内に、所管課又は副専攻運営部門を通じて、「成績に対する不服申立回答書」(以下「不服申立回答書」という。)により、文書で通知する。この場合において、不服申立てを容認する結果であった場合は、担当教員に成績を変更する措置を行わせるものとする。

2 前項の通知は、当該学生又は当該担当教員が希望した場合は、電子媒体によって通知す

ることができるものとする。

(再審の不可)

第 10 条 学生は、前条第 1 項の不服申立回答書及び第 8 条第 1 項の却下通知書に該当する科目については、再度の不服申立てができないものとする。

(雑則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 12 月 19 日から施行する。

6. 全学共通科目及び教職課程科目に係る成績に対する確認及び不服申立てに関する取扱

全学共通科目及び教職課程科目に係る成績に対する確認及び不服申立てに関する取扱

(趣旨)

第1条 この取扱は、成績に対する確認及び不服申立てに関する要綱（以下「要綱」という。）第8条第2項に基づき、全学共通科目及び教職課程科目の成績に対する不服申立ての審査に関し、必要な事項を定める。

(周知)

第2条 各学部は、要綱第2条に基づき、本取扱について、履修の手引き及び講義要目等により学生に周知するものとする。

(確認・審査)

第3条 学部の学務所管課（以下「所管課」という。）は、要綱第6条に基づく不服申立書を受理した場合は、速やかに、教養教育推進会議東地区及び西地区ワーキンググループ座長（以下「東西WG座長」という。）に当該不服申立書を提出するものとする。

2 東西WG座長は、前項の不服申立書受理後速やかに、WG委員の中から審査に関わる委員（以下「審査委員」という。）を指定し、不服申立書の内容確認及び審査を行うものとする。

3 第1項の不服申立書の学生及び担当教員は、東西WG座長から成績に関する内容確認依頼等があった場合は、真摯に対応しなければならないものとする。

4 東西WG座長は、第2項の審査結果について、当該不服申立書を受理した日から原則として9日以内（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。以下次項及び第4条において同じ。）に高等教育推進機構長へ報告するものとする。

5 前項の規定にかかわらず、東西WG座長は、第2項の審査結果により、当該不服申立てが不服申立て事案に該当しないと判断した場合は、当該不服申立書を受理した日から原則として2日以内に高等教育推進機構長へ報告するものとする。

(決定・通知)

第4条 高等教育推進機構長は、前条第4項及び第5項の審査結果を受理した場合には、原則として受理した日から3日以内に高等教育推進機構運営委員会を招集し、調査結果を審議・議決する。

2 高等教育推進機構運営委員会の委員のうち、前条第2項の審査に関係したものについては、前項の議決権を有さないものとする。

3 東西WG座長は、前条第4項にかかる審議・議決について、第3条第1項の所管課に対し、要綱第9条第1項の期限までに成績に対する不服申立回答書を提出するものとする。

4 東西WG座長は、前条第5項にかかる審議・議決について、第3条第1項の所管課に対し、当該議決後2日以内に成績に対する不服申立却下通知書を提出するものとする。

(所管部署)

第5条 この取扱は、本部事務局教育企画部教育改革課が所管する。

附 則

この取扱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この取扱は、令和6年4月1日から施行する。

7. 国際商経学部専門教育科目に係る成績に対する確認及び不服申立てに関する取扱

国際商経学部専門教育科目に係る成績に対する確認及び不服申立てに関する取扱

(趣旨)

第1条 この取扱は、成績に対する確認及び不服申立てに関する要綱（以下「要綱」という。）第8条第2項に基づき、国際商経学部規程第8条に規定する専門教育科目の成績に対する不服申立ての審査に関し、必要な事項を定める。

(周知)

第2条 要綱第2条に基づき、本取扱について、履修の手引き及び講義要目等により学生に周知するものとする。

(確認・審査)

第3条 学部の学務所管課（以下「所管課」という。）は、要綱第6条に基づく不服申立書を受理した場合は、速やかに、学部教務委員会に当該不服申立書を提出するものとする。

2 学部教務委員長は、前項の不服申立書受理後速やかに、学部教務委員の中から審査に関わる委員（以下「審査委員」という。）を指定し、不服申立書の内容確認及び審査を行うものとする。

3 第1項の不服申立書の学生及び担当教員は、学部教務委員長から成績に関する内容確認依頼等があった場合は、真摯に対応しなければならないものとする。

4 学部教務委員長は、第2項の審査結果について、当該不服申立書を受理した日から原則として9日以内（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。以下次項及び第4条において同じ。）に学部長へ報告するものとする。

5 前項の規定にかかわらず、学部教務委員長は第2項の審査結果により当該不服申立てが不服申立て事案に該当しないと判断した場合は、当該不服申立書を受理した日から原則として2日以内に学部長へ報告するものとする。

(決定・通知)

第4条 学部長は、前条第4項及び第5項の審査結果を受理した場合には、原則として受理した日から3日以内に学部運営会議を招集し、調査結果を審議・議決する。

2 学部運営会議の委員のうち、前条第2項の審査に関係したものについては、前項の議決権を有さないものとする。

3 学部教務委員長は、前条第4項にかかる審議・議決について、第3条第1項の所管課に対し、要綱第9条第1項の期限までに成績に対する不服申立回答書を提出するものとする。

4 学部教務委員長は、前条第5項にかかる審議・議決について、第3条第1項の所管課に対し、当該議決後2日以内に成績に対する不服申立却下通知書を提出するものとする。

(所管部署)

第5条 この取扱の所管は、神戸商科キャンパス経営部学務課とする。

附則 この取扱は、令和3年4月1日から施行する。

8. 定期試験を受験できない者に対する処置規程

兵庫県立大学定期試験を受験できない者に対する処置規程

(目的)

第1条 この規程は、やむを得ない事由により所定の期日に定期試験を受験できなかった者に対する処置について必要な事項を定める。

(事由)

第2条 前条に定めるやむを得ない事由は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 病気
- (2) 災害及び不慮の事故
- (3) 父母、配偶者又は子の死亡
- (4) 兄弟姉妹又は祖父母の死亡
- (5) その他前各号に準ずる事由

(手続)

第3条 やむを得ない事由のため定期試験を受けることができない者は、原則として定期試験開始までに、学生が所属する学務所管課に連絡し、その後速やかに試験欠席承認願(別記様式)を提出しなければならない。

- 2 前項の承認願には、病気の場合にあっては医師の診断書、その他の場合にあっては、その事由を証明する書類を提出しなければならない。
- 3 試験欠席承認願が提出されたときは、試験科目を開講する教員は、その内容を審査し、その結果を学生が所属する学務所管課を通して学生へ連絡するものとする。

(成績の評価)

第4条 試験科目を開講する教員は、定期試験を受験できない事由が第2条に該当すると認められた場合、適宜の方法により、成績を評価することができる。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

9. 試験の不正行為に対する処置規程

兵庫県立大学試験の不正行為に対する処置規程

(目的)

第1条 この規程は、試験の不正行為が行われた場合について、必要な事項を定めるものとする。

(不正行為の内容)

第2条 試験の不正行為とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 使用を許されない書籍、ノート、紙片、電子機器を用いること。
- (2) 他人の答案をのぞき見ることその他社会通念上受験者として正当でないと認められる行為をすること。

(不正行為の確認・報告)

第3条 試験監督者は、不正行為を確認した場合、直ちに当該行為を実行し又はこれに関与したと疑われる者(以下「対象学生」という。)に対し、その旨を指摘して受験を停止させるとともに、その氏名、所属、連絡先等必要な事項を記録し、答案用紙、使用を許されない書籍その他不正行為に直接関連して使用されたとみられる物品等を預かり、対象学生が所属する学部又は研究科の長(以下「学生所属学部長等」という。)に報告しなければならない。この場合において、試験監督者と当該試験科目を開講している教員(以下「開講教員」という。)が異なる場合であるときは、あわせて開講教員に報告しなければならない。

(学生所属学部長等の責務)

第4条 学生所属学部長等は、試験監督者から前条の不正行為の報告を受けたときは、正確な事実を確認するため、遅滞なく対象学生、試験監督者その他の関係者から事情聴取を行い、当該事情聴取の結果認定された事実を記載した事情報告書を作成しなければならない。この場合において、学生所属学部長等が、正確な事実の確認のため必要があると認めるときは、当該不正行為に係る試験科目を開講している学部若しくは研究科の長又は関係する高等教育推進機構高等教養教育部長にその調査を依頼することができる。

- 2 前項の規定により、正確な事実の確認のため調査の依頼を受けた者は、当該依頼に応じるものとする。
- 3 学生所属学部長等は、学生所属学部長等の教授会又はこれに相当する委員会(以下「学生所属学部教授会等」という。)に第1項に規定する事情報告書に基づき報告しなければならない。この場合において、開講教員が学生所属学部教授会等に属さない教員であるときは、その教員が所属する学部又は研究科の長及び開講教員に当該事情報告書の写しを送付しなければならない。

(処置の原則)

第5条 不正行為の事実が、学生所属学部教授会等において確認された場合は、その者の当該学期の全科目及び通年の全科目の単位を無効とする。この場合において、学生所属学部教授会等での審議の結果、必要と認められた場合は、その氏名を公表するものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、特に悪質な不正行為に対しては、兵庫県立大学学則(平成25年法人規程第75号)第35条又は兵庫県立大学大学院学則(平成25年法人規程第76

号)第 33 条の規定に基づき懲戒をするものとする。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 24 日改正)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 31 日改正)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 27 日改正)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

10. 副専攻規程

兵庫県立大学副専攻規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学学則(平成25年法人規程第75号)第10条の2の規定に基づき、副専攻に関し必要な事項を定めるものとする。

(副専攻名等)

第2条 副専攻は、兵庫県立大学全学部共通とし、高等教育推進機構が設置する。

2 副専攻名、運営部門及び主たる担当学部等は別表第1のとおりとする。

3 副専攻における授与称号は別表第2のとおりとする。

4 各副専攻の運営に関し、必要な事項は別に定める。

(履修方法等)

第3条 副専攻の履修に係る申請方法、授業科目の種類及び取得しなければならない単位数等は、別に定める。

(修了認定)

第4条 副専攻の修了認定は、運営部門に置くその運営を審議する会議の議を経て、高等教育推進機構長が行う。

(修了証書の授与)

第5条 学長は、前条により副専攻を修了したと認定された学生に対し、副専攻修了証書を授与する。

2 前項により授与する副専攻修了証書は、様式第1号のとおりとする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、副専攻の履修に関し必要な事項は、高等教育推進機構長が定める。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程の施行の日前から引き続いて在学している者については、改正後の副専攻名、運営部門、主たる担当学部等及び授与称号にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1

副専攻名	運営部門	主たる担当学部等
地域創生リーダー教育プログラム	地域創生リーダー教育部門	環境人間学部
グローバルリーダー教育プログラム	グローバルリーダー教育部門	国際商経学部
防災リーダー教育プログラム	防災リーダー教育部門	減災復興政策研究科

別表第2

副専攻名	授与称号
地域創生リーダー教育プログラム	学際リーダー（地域創生）
グローバルリーダー教育プログラム	学際リーダー（グローバル）
防災リーダー教育プログラム	学際リーダー（防災）

兵庫県立大学
副専攻修了証

第○○○○○○○号

氏 名
学籍番号

本学が実施する副専攻「○○○○○○○○
○○」を修了したことを認め、「○○○○
○○」の称号を授与する

年 月 日

兵庫県立大学

大学
の印

11. 他大学等における授業科目の履修規程

兵庫県立大学他大学等における授業科目の履修規程

(趣旨)

第1条 兵庫県立大学学則(平成25年法人規程第75号。以下「大学学則」という。)第14条第3項の規定に基づき、他大学等における授業科目の履修に関して必要な事項を定めるものとする。

(他大学等授業科目の履修)

第2条 他大学等の授業科目の履修を願い出る者は、他大学等との協定に基づいて定められた書類を、所定の期日までに学務所管課に提出しなければならない。

(全学共通科目の履修)

第3条 学長は、前条の規定による願い出に係る他大学等の授業科目について、大学学則第14条第2項の規定により本学の全学共通科目を履修したものとみなす場合は、あらかじめ高等教育推進機構長の意見を聴かななければならない。

(履修期間)

第4条 履修期間については、原則として1年以内とする。

2 前項の規定による履修期間については、本学における在学期間に算入する。

(単位の認定)

第5条 他大学等の授業科目の履修により修得した単位を学則第14条第2項に規定する本学の授業科目を履修したものと願い出の場合は、単位認定申請書に他大学等の成績証明書を添えて学務所管課に提出しなければならない。

2 学長は、前項の規定による願い出があるときは、教授会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月24日改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日改正)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月27日改正)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

兵庫県立大学 神戸商科キャンパス

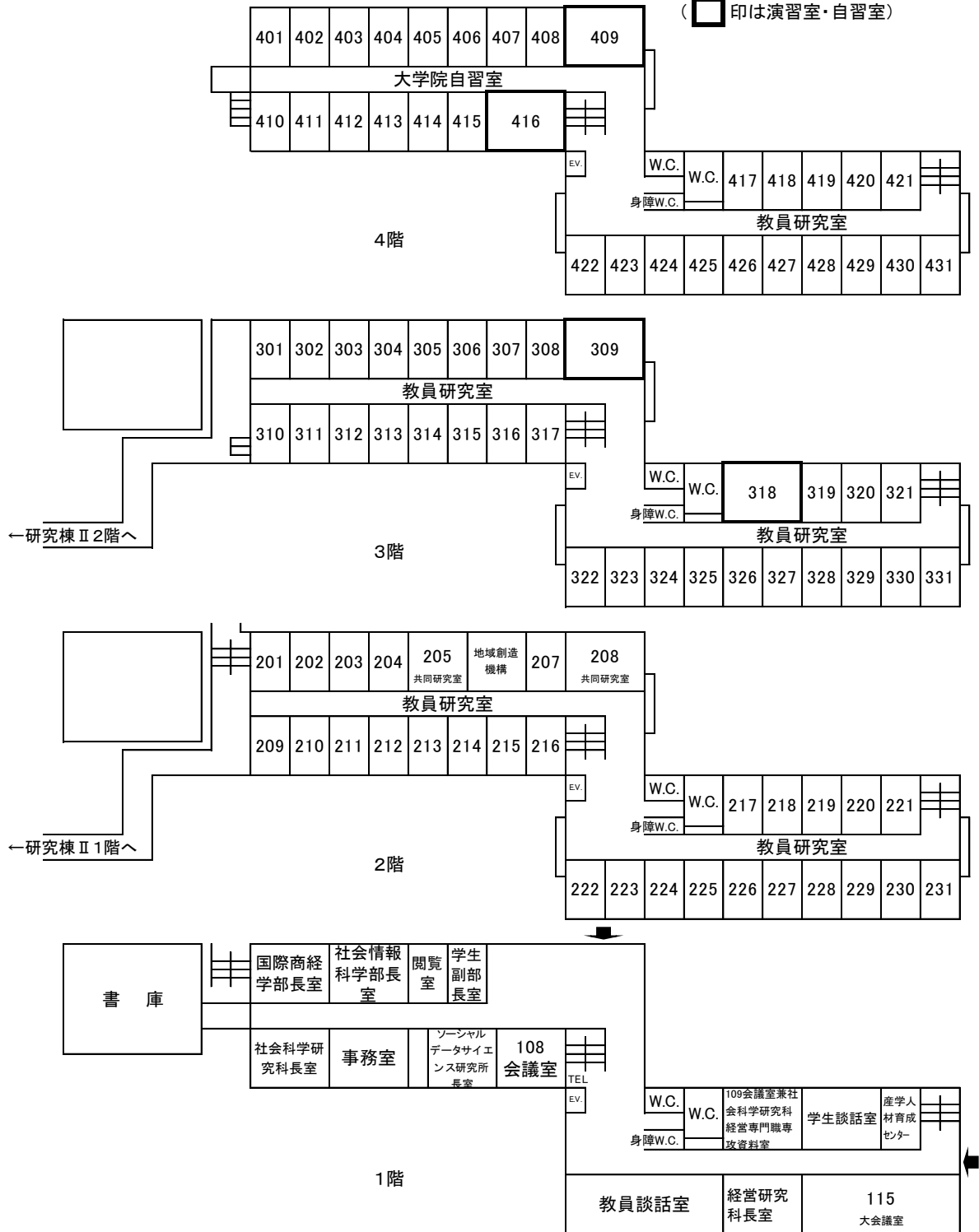


本部棟	大学本部、保安室
研究棟Ⅰ（A棟）	教員談話室、教員研究室、演習（ゼミ）室 ソーシャルデータサイエンス研究所
研究棟Ⅱ（B棟）	教員研究室、教室、演習（ゼミ）室、P C教室 学術情報館（教職員端末室・学生端末室）
学術情報館（図書館）	
教育棟Ⅰ（C棟）	（1 F）学務課、国際交流・学生課、保健室、キャリアセンター、淡水会、神商会 （2 F）総務課、非常勤講師控室、講義室、教室、演習室 （3 F・4 F）講義室、教室、演習室
教育棟Ⅱ（C棟）	講義室、教室
教育棟Ⅲ（C棟）	講義室、教室
研究棟Ⅲ（D棟）	教員研究室、非常勤講師控室、講義室、演習室
情報科学研究棟（K棟）	教員研究室、共同研究室、セミナー室、講義室、データ演習室、 非常勤講師控室、アカデミックラウンジ、ラーニングcommons
i-Square	（1 F）国際交流センター、（2～6 F）国際学生寮
学生会館	生協購買部、食堂
大学別館	（1 F）コミュニティープラザ、（2 F）教室、和室、学友会

神戸商科キャンパス教室等配置図

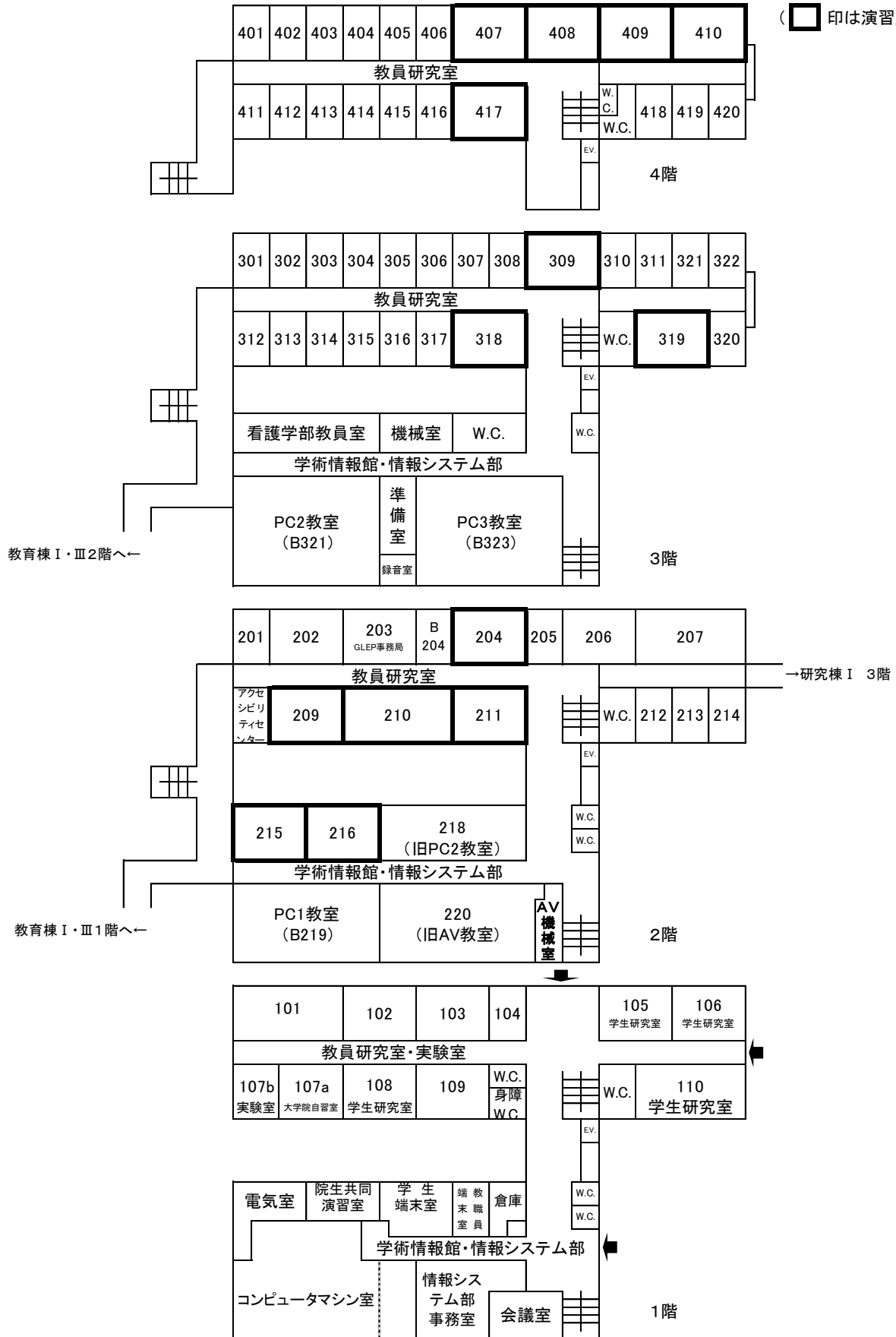
A棟（研究棟 I）

(印は演習室・自習室)

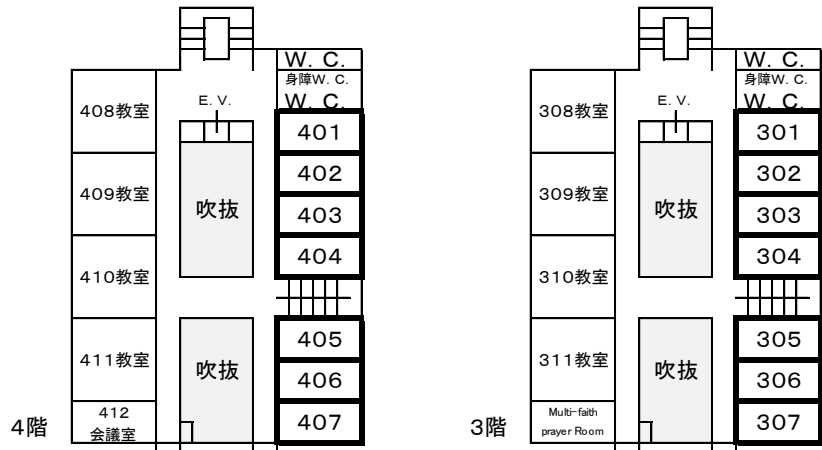


B棟（研究棟Ⅱ）

(印は演習室)



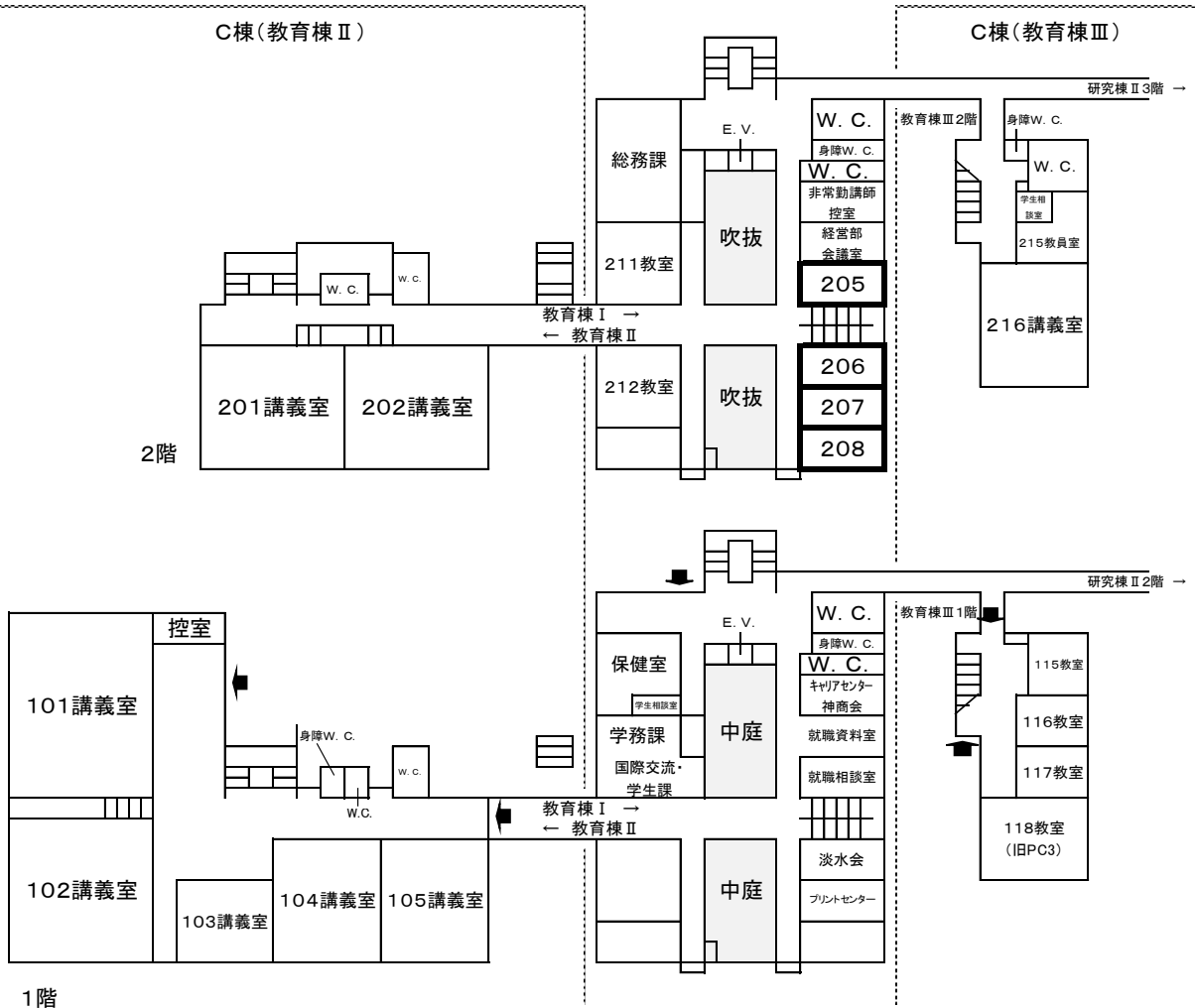
C棟 (教育棟 I)



(印は演習室)

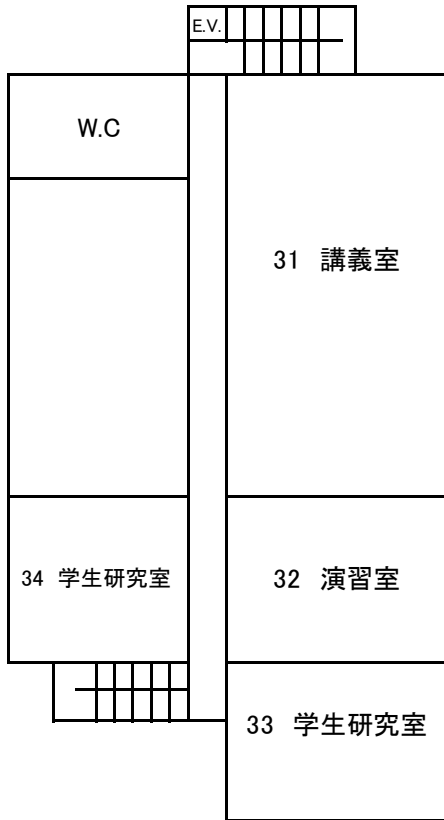
C棟(教育棟 II)

C棟(教育棟 III)

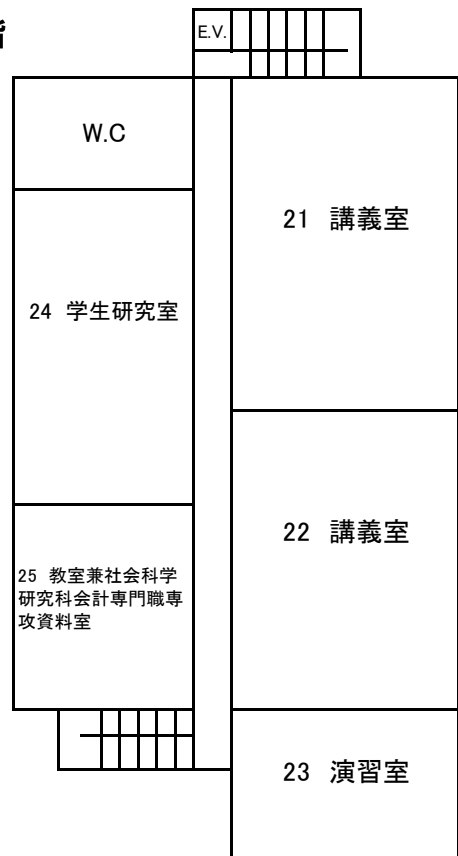


D 棟（研究棟Ⅲ）

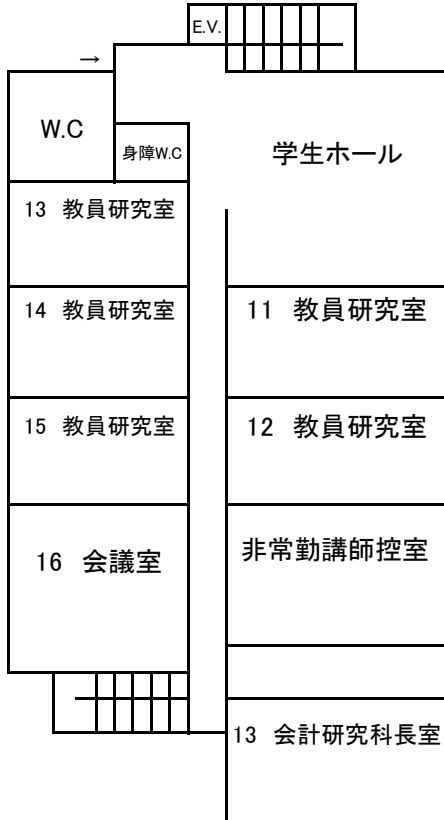
3 階



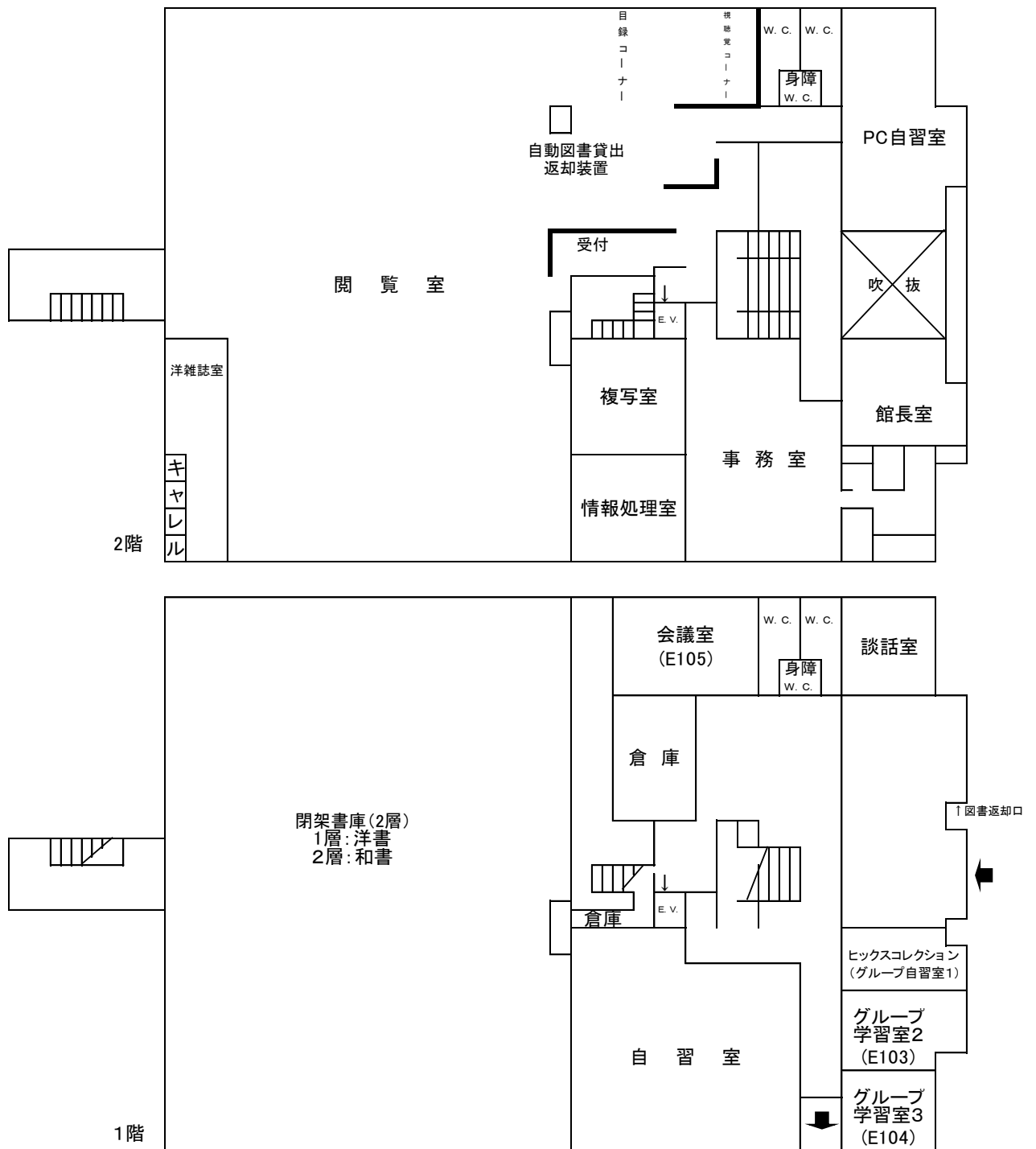
2 階



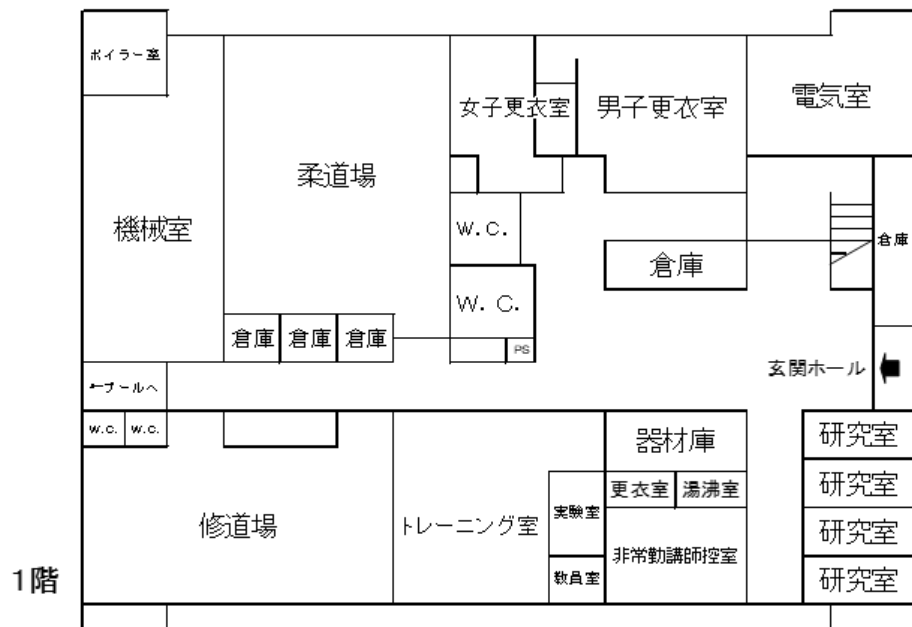
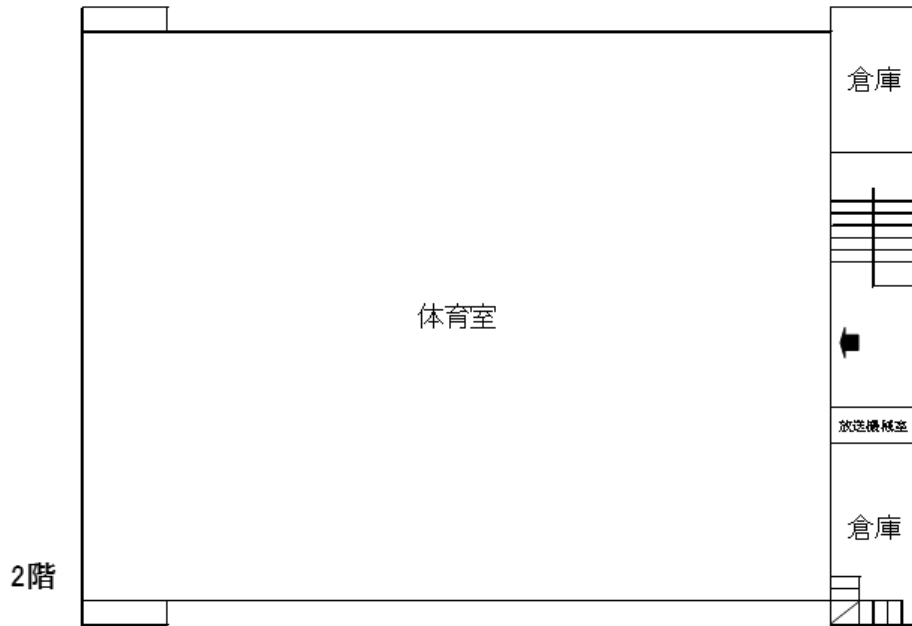
1 階



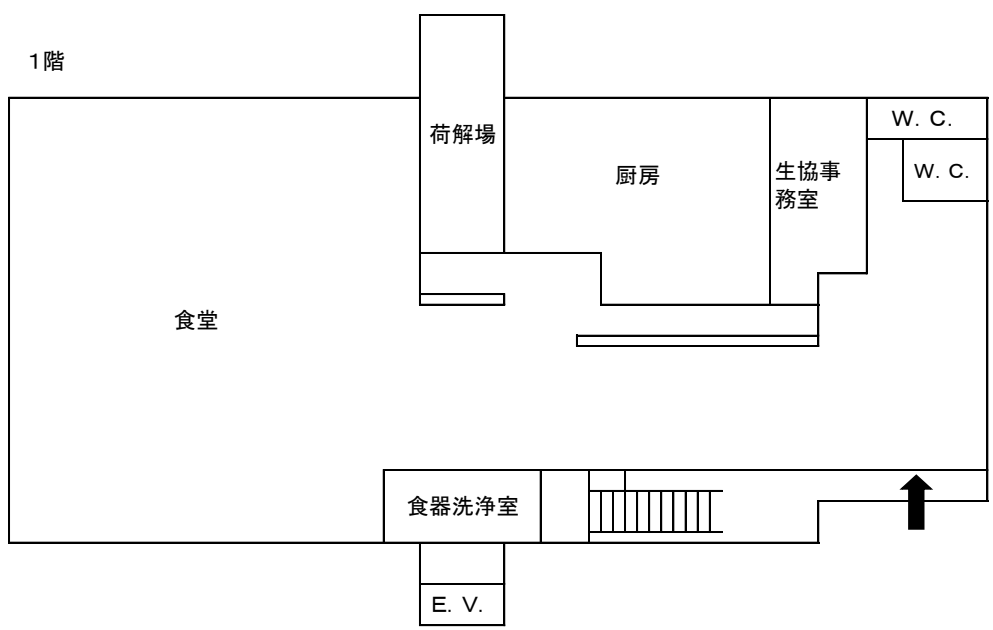
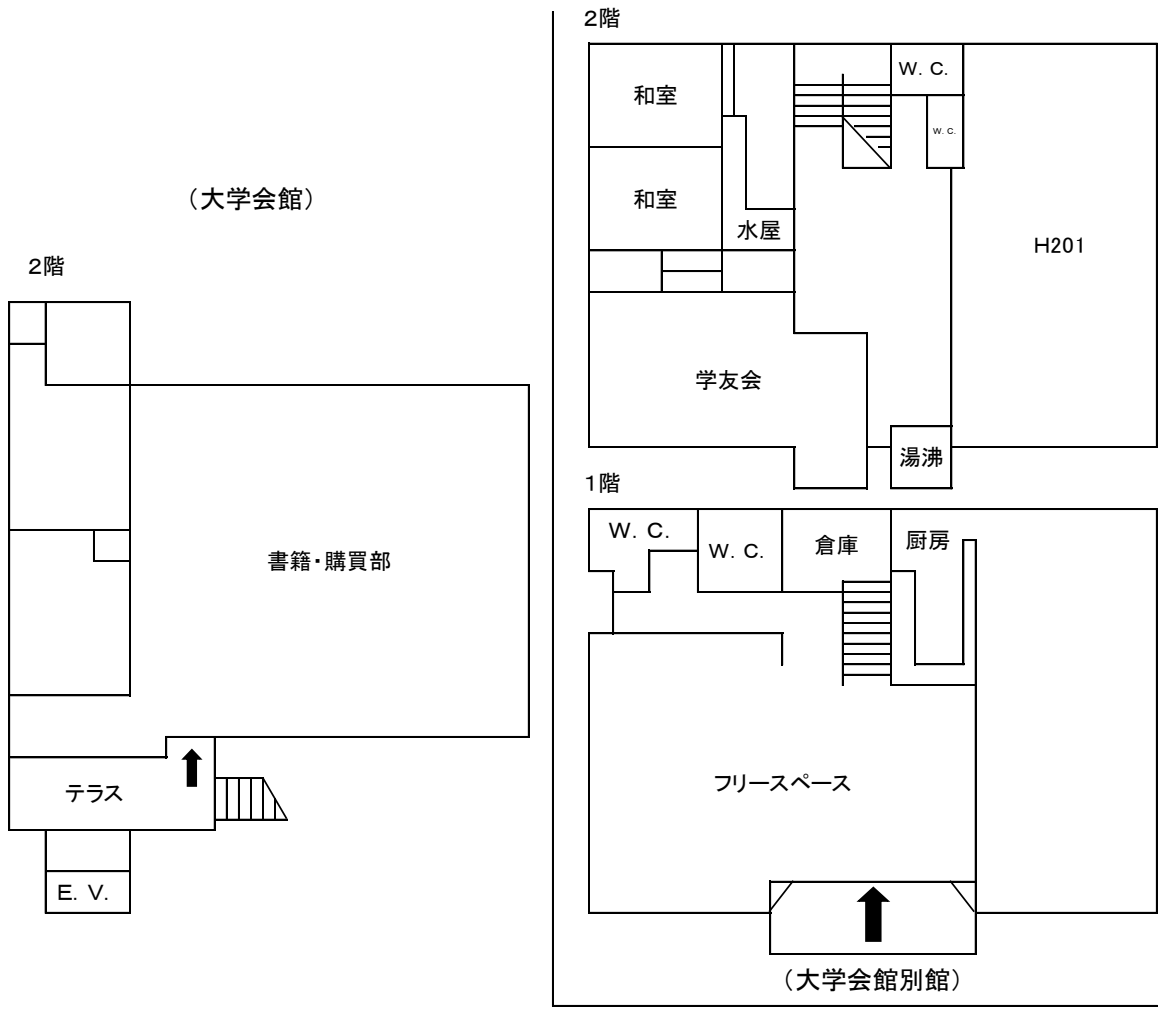
E棟 (学術情報館 図書部)



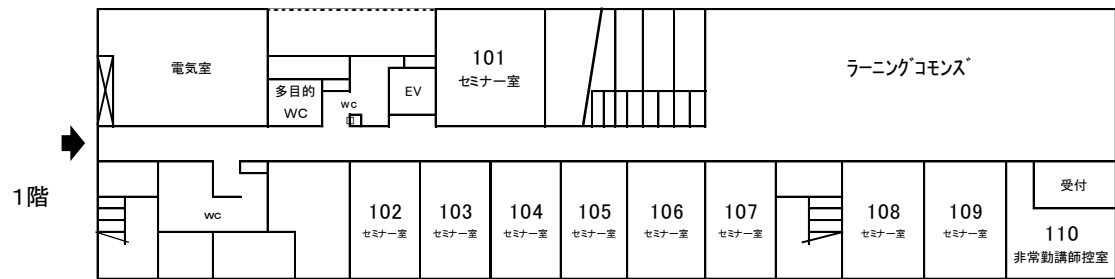
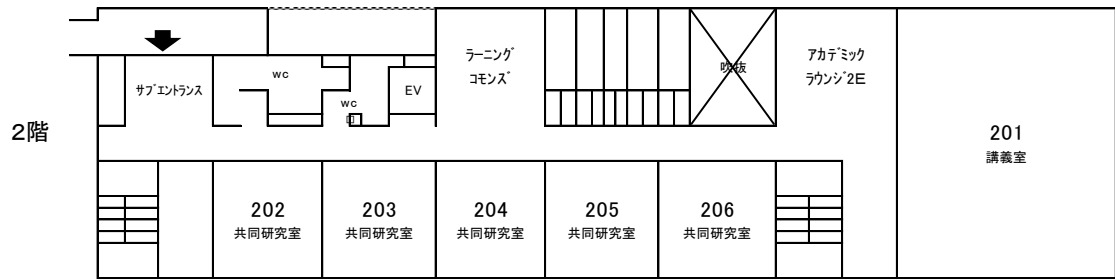
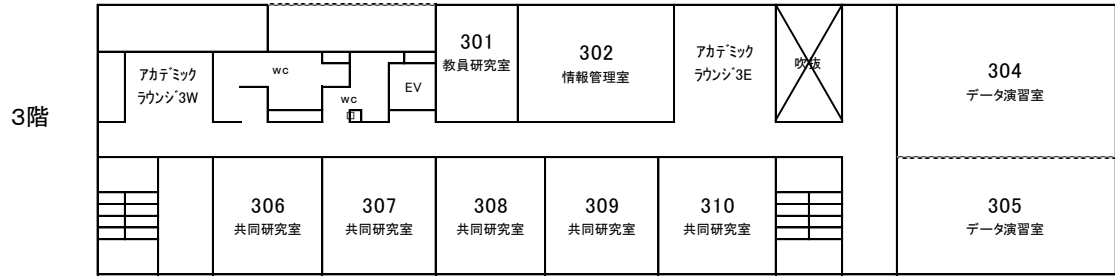
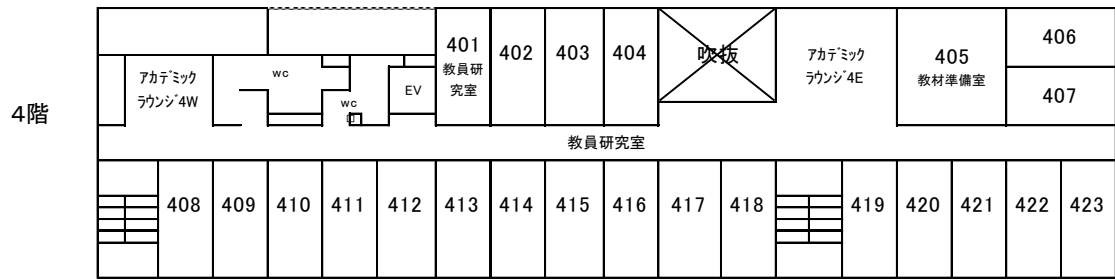
F棟（体育館）



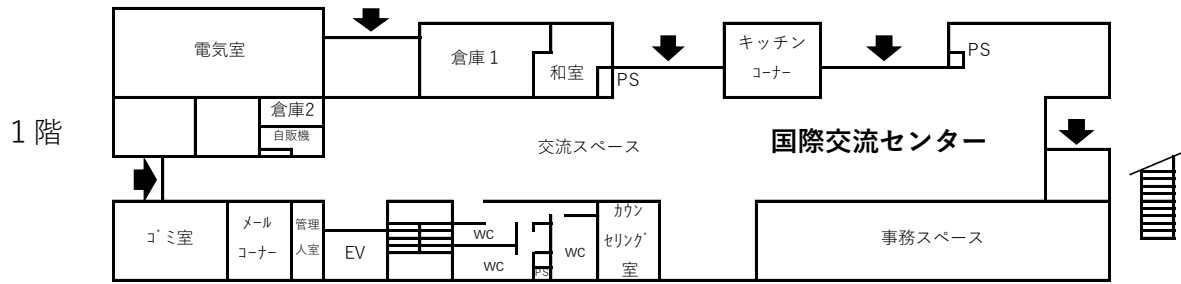
H棟（大学会館・別館）



K棟(情報科学研究棟)



国際学生寮(i-Square)



※ 2階～6階は寮生居室スペース

